

農村救濟
土地制度改革論

院議員 奥田龜造著

特208

313

639

184

始



特208
639



農村救濟
土地
地制度改革論

貴族院議員 奥田龜造著



自序

近時我が帝國の現状は、幾多の社會問題擡頭し、日を逐ふて深刻化し來れり、就中國民の最大多數を占むる農村問題は、重大なる社會問題の一にして、若し之れを放任せんか、是れ實に農村をして疲弊衰退せしむる而已ならず、惹いて帝國を危始の域に導かんとするものあるは、予の最も痛懼措く能はざる所なり。

而して世に農村問題解決策と稱して、空理空論を説き、消極的政策を唱ふる者多しと雖も、未だ農村救済の根本に觸れ、之れが實際的解決を提唱する者あるを聞かざるを甚だ遺憾となす。

今や我が國現下の危始に類せる農村の状態は、到底微溫的、消極的を以てしては、是を解決するに、完全を期する事能はず。此に於てか予輩は「土地制度改革論」を提唱し、是を實際政治に活用し、以て農村問題解決の要旨となさんとす。此の政策の行はれんか、即ち小作爭議を一掃し、自作農獎勵の實現を期し、經濟的關係

を良好ならしむる而已ならず、米價の統一を計り、正確なる統計を得るを以て、食糧問題、人口問題の對策を容易ならしめ、依つて以て、國民生活の安定を確立するを得ん。是れ農村問題解決の捷徑なりと斷言して憚らざる所なり。

予輩嘗つて、大正八年衆議院議員たりし時、労働問題の歸趨なるパンフレットを公にし、普通選舉の速成と行政制度の改革を絶叫し、識者の批判を仰ぎしが、當時提唱せし諸問題の着々政治上に實行せられつゝあるを思へば、胸中ひそかに欣快に堪へざるものあるを覺ゆるなり。

眞に農村の救済は帝國焦眉の急にして、一日も苟且に附すべからず。予輩常に之を憂ひ黙々として觀過するに忍びず、茲に土地制度改革論を提唱し以て識者の指導を仰がんとす。幸に本問題解決の一端たらば、予輩の本懐之に過ぎず矣。

昭和二年三月一日

著者識

農村土地制度改革論

目次

帝國の基礎と農村問題……………一

誤れる農村社會政策……………四

一、農村居住者と日常生活……………六

二、農民の保健問題……………七

三、農村に於ける金融問題……………八

四、低利資金問題……………九

五、原始産業の統一問題……………一〇

六、農業の機械化問題……………一二

七、農産物商品化の問題……………一三

- 八、農家と副業問題……………一五
- 九、農村婦人問題……………一七
- 一〇、農村と娛樂問題……………一八
- 一一、農業保險問題……………二〇
- 所謂農村問題の原因……………二三
- 一、政治の罪……………二三
- 二、社會思想の影響……………二四
- 三、人口問題……………二五
- 迂遠なる小作爭議對策……………二六
- 歐洲諸國の土地制度改革……………三三
- 一、ルーマニアの土地制度改革……………三三
- 二、アイルランドの土地制度改革……………三六
- 三、ニュージーランドの土地制度改革……………三九

- 四、ロシアの土地制度改革……………四一
- 日本帝國上古の土地國有制……………四三
- 明治政府の土地私有制……………四四
- 日本帝國土地制度改革三案……………四六
- 國有地小作料徵收方法と米價統一……………五〇
- 土地買收及公債利子……………五三
- 土地買收公債償還方法と自作農確立……………五五
- 公債發行と地方金融救濟……………五七
- 本案に對する賛否論……………五九
- 一、農村救濟策土地制度改革論を一讀して……………五九
- 二、日本農民黨の決議……………六七
- 肥料及金融機關の國營と産業組合……………六九

小作人に對する地主側の對抗策……………七二

結論……………七三

(附表)

各府縣別田畑總反別地價地租表……………七三

田地賣買價格表……………七

畑地賣買價格表……………八〇

各府縣別賣買價格總額表……………八四

有租地表……………八七

田畑耕地反別表……………八八

田畑各全耕地に對する自小作百分比並に賣買總價格……………八九

水稻陸稻内地收穫高……………九一

地主小作人組合一覽表……………九二

著者より讀者諸賢へ……………九五

(終り)

農村救濟 土地制度改革論

貴族院議員 奥田龜造 著

帝國の基礎と農村問題

半歳の長い間に亘つて、雨に降られ、風に吹かれ、炎熱と戦つて漸く作り上げた米も腹一杯に喰ふ事が出来ない。或は小作料となり、或は肥料代となり、或は税金となり出来得る限り金に代へなければならぬ。

晝夜兼行、不眠不休で漸く繭を作り上げて満足に絹物一枚着る事が出来ない、否絹物どころか綿を作りながら木棉着物さへも容易に新調する事が出来ない。どんな屑繭でも、どんな屑綿でも先づ金に代へなければならぬ。

如斯自ら生産し乍ら喰ふ事も着る事も出来ないと言ふやうな不自然、不合理極まる事があらうか。而も我國は明治、大正の二聖代を経て今や更に昭和の新時代を迎え世界に於ける一等國の地位に列し乍ら國民中の最大多數を占めて居る五百五十萬戸四千萬の農民が物質的にも精神的にも現代の文化に恵まれて居ないと云ふ事は果して一等國としての體面を保ち得るものであらうか………？

世の物質文明も精神文明も著しい進歩である事は何人も等しく之を認める處である、然し其文明の大部分は都會文明であり、商工業文明であつて、最大多數を有する農民のための最大幸福の文化ではない。

彼の獨逸の大宰相ビスマークは、農村救済策を樹て議政壇上に立つて豪語して曰く予は市民よりピストルを向けらるゝまで農民の味方たらん………と其意氣や壯なりと云ふべし、今日我國の政治家に果して此の熱と此の意氣ありや。彼の獨逸國が良く農業發達し國民生活の安定して居る事は豈遇然ではないの

である。

凡そ吾國は建國の昔より農を以て立國の大本としてゐる、而して現在に於ても依然として農は百工の母であり、衣食住の根源である事に變りはない、殊に明治維新以來日本帝國をして今日の隆盛に至らしめたのは何と云つても日清日露の兩役戰勝の結果である事は吾れ、人共に認める處である、而して其戰役に參加したる大部分の將卒は農村の青年であつた事は云ふ迄もない。

又當時に於ける帝國の財政的基礎は地租を中心としたものであつて、臨時地租の増徴によつて莫大なる戰費を支出し得た事も周知の事實である。故に兩大戰役が驚異的の大勝を博し得たのは農民の力與つて大なりと云ふべきである。

如斯論じ來れば農村あつての都市であつて、都市あつての農村ではない、實に農村は國家の基礎であつて、農村榮ゆれば國家榮へ、農村衰ふれば國家衰ふる事は豈瑞穂國のみの事ではなく、歐洲諸國にも其例は尠くないのである。彼のロー

マ帝國の衰へたのは都市文明が餘りに盛んであつて農村文化の建設を放任したがためである事は既に顯著な事實であることを思へば農村振興の必要が如何に重大であるかを知るであらう。

以上述べたやうに經濟的にも思想的にも日本帝國立國の基礎であるべき農村と農業と農民の實生活の上に各種の不安を招來し來つたのである。即ち今日まで政府當局政治家學者教育者宗教家等國家の爲政者であり民衆の指導者たるべき人々が農村社會政策を誤つたがために今日の如く國家の基礎に對し一大動搖を來すに至つたものである。誠に刻下の農村社會政策は我帝國の重大問題であつて國民の大多數を占むる農民の此の大問題を解決せずして我國の政治は何處にありやと絶叫せざるを得ない。

誤れる農村社會政策

既に前項に於て述べたやうに、凡そ社會政策なるものは最大多數者のための

最大幸福でなければならぬ、東京や大阪を始め大都市に堂々たる銀行が設立されたり、大會社が簇出したり、或は交通、通信、娛樂、教育等の機關が如何程増加しても、それは單に社會の文明を表示するのみであつて、社會人の實生活の上に幸福を齎らす文化ではない、即ち百人中四五人のみ使用されない大銀行よりも、九十四五人使用し得る質屋を改善する事が文化である。或は觀覽料八圓乃至十圓と云ふやうな高等劇場を建築して、小數の富豪や貴族が楽しむよりも、下足料位ひで何人でも容易に觀覽し得る施設が文化である。

然るに現在の社會政策は總て小數者のための幸福を中心としたものである。之がため國民の多數を占むる農村のための社會的施設は常に閑却され、小數者の住居する都市のために厚いと云ふことは全く社會政策の誤りであること、を絶叫しなければならぬ。予輩は次に數項の具體的事項を示して、現在の社會制度と經濟組織が如何に農村民を疎外して居るかを指摘せんとするのである。

一、農村居住者と日常生活

之は餘りに明瞭過ぎた事實であるから今更事新らしく論ずる迄もない事であるが、農業は其職業の性質上土と肥料とを離るゝ事の出来ないものであるがために、自然粗衣を着用するのは免れ難い次第である。然し習ひ性となつたのであるが、農業者であつて多少でも都會人の生活に似たやうな着裝をすれば、百姓の身分であり乍ら贅澤である、あれであるから近頃の百姓は貧乏するのであると一言の下に之を排撃する。更に食物に於ても亦然りである、今日に於ては牛馬は云ふに及ばず、犬猫や小鳥のやうな小動物でさへも一日一圓以上の食費を要するものがある、然るに農業者に於ては勿驚一食四五錢、一日十五錢位に過ぎないと云ふのは全く畜生にも劣る有様である、之で萬物の靈長とは餘りに憐れではあるまいか。又住宅に於ても左様である、勿論都會の貧民窟等に於ては相當に惨めなものもあるには相異なるが、農村に於ける住宅は又想像の出来な

い程不備なものである。

二、農民の保健問題

之は前者と密接な関係のある問題であるが、今日まで農民と言へば健康そのものゝ代名詞となつて居つたのであるが、最近内務省が全國に亘つて保健調査を行ひ、或は文部省が全國の學生生徒、兒童について行つた體格検査の結果を見るに農村は老若男女共に體格を始め總べての衛生状態が劣つて居る、即ち今日に於ては農民よりは都會居住者が良好な保健状態を維持して居ると云ふことは、實に近來に於ける重大なる社會問題である。

如斯結果を招來した所以のものは明かに爲政者が社會政策を誤つて、都會にのみ各種の保健設備を整へ、農村は殆んど顧なかつた爲に、日常生活の衣食住殊に水、食物或は醫藥等の設備が甚だしく不良のために、聞くだに忌はしき現状となつた事は、對内的には原始産業の生産能力を減退し、對外的には日本民族の發

展上實に重大なる農村社會問題であると信するものである。

八

三、農村に於ける金融問題

農村疲弊と云ふことは結局、農業者個人と農村に金が無くなつたと云ふことに過ぎない、果して然りとするならば、農村には少しも金が生れないかと云ふ事になるのであるが、事實は後から後、次から次へと生れ出た金は殆んど都會地に吸収せられて農村には少しも還元しないのが抑もの原因である。

即ち町村税の一部は其生れ故郷たる農村に残るのであるが、縣稅、國稅は何れも小都市から中央の大都市へ集中する、或は郵便貯金、簡易保險、郵便年金のやうな零細な金も亦中央に集中して、それが政府の手に入つて時の御用銀行や御用會社の救済資金に充てられる、或は各種の保險掛金、銀行の預金、株の購入、或は子弟の教育費、新聞雜誌等に依る修養費、農學生産上の諸費用、即ち肥料、農具、種子代、或は衣食住費、或は各種の寄附金等、苟も農民の財布より一度取り出された金は

殆んど農村に還元しない。

二宮翁は「あめ土の恵み積み置く無盡藏、歛で堀り取れ、鎌で刈り取れ」と教へられたが、現在のやうな誤つた經濟組織が行はれてゐる間は、農民が如何に努力しても人間らしい生活を營む事が出来ない、然るにも拘らず此の重大問題を殆ど無視して居る事は現在の農村社會政策上の一大缺陷と言はなければならぬ。

四、低利資金問題

然し政府當局は經濟的に恵まれず、經營資金に缺乏して居る農業者のために各方面から低利資金なるものを捻出して、之を各府縣に融通して居ると稱するのであるが、如何にも政府當局の主張する通り夫れくの系統機關によつて融通されて居るのであるが、然し最後の需要者の手に渡る場合には、眞に低利資金を必要とする小作人階級の手に融通されずして、特に低利資金を必要としない對人信用程度の高い中産以上の階級者に融通されて居る有様である。彼の産

九

業組合の如きは總て對人信用とは云ふものゝ實際は對物信用を背景としたる對人信用であるがために、此の矛盾極まる、而も不可思議なる事實が白晝公然と大道を活歩して居る事は、政府當局が單に机上の高等政策のみであつて農民の實生活に通じない結果である。

五、原始産業の統一問題

前述の如く農民が經濟的に行詰りを來して居る原因としては種々なる事情を數へる事が出来るのであるが、吾人は現在の産業組織中特に原始産業に關する根本的の方針を誤つて居る事は見逃す事は出來ぬ、否農村疲弊の有力なる原因として數へなければならぬ。

凡て現在の原始産業には、普通農業、果樹蔬菜園藝、養蠶、畜産、林業、水産等多種多様であつて、而して又之等の原始産業指導獎勵監督の機關としては農會、産業組合、蠶糸同業組合、畜産會、山林會、水産會等の各種團體があつて各々其専門とする

産業の振興を謀つて居る事は誠に結構な事であるが、然し之が反面には、或る程度まで自給自足であるべき農業が次第に分業的となり、其結果農業は益々危険性を帯び、一度天候、病虫害等の被害を蒙る時は再び起つ能はざる慘狀を招來する事がある、近時地方農村に頻々として起る破産の内には之が原因となつて居るものが尠くない。又一面に於ては原始産業指導獎勵の任に當る技術者は自己の専門とする農業のみを獎勵せんがために常に排他的の手段方法を講じ地方の實狀に適せざる經營をなさしむるものに多く、之がためには又各種の經費を徴集し、農業者は唯一個の財布より、甲乙丙丁等各種の費用を搾取せらるゝがために、結局農業者は原始産業團體、或は技術者の喰物と云ふ奇觀を呈して居る、即ち今日の農業を不利に導きつゝある一の有力なる原因は農業指導者それ自身の罪にあると斷言して憚らぬのである。

然るに政治家も學者も未だ本問題に關しては輿論を喚起する事なく全く自然のままに放任しある事は日本の農業をして刻々と危殆に陥らしむるもので

あつて、爲政者が全く農業に對して無爲無策なるに依るものである。

六、農業の機械化問題

農業經營上に對する勞力の不足は勢ひ機械化によつて解決しなければならぬ、殊に農業が次第に工業と調和を得て、工業の地方に分散するに於ては一層其必要を感じるものである。故に吾人は農業の機械化は之を積極的に奨励すべきものとして賛意を表するのであるが、然し藥も之が使用法を誤れば毒と變ずるが如く、農業の機械化も其方法宜しきを得ざれば農業經營を破壊する事となる。

事實は最大の雄辯である、昨今地方に於ける動力農具の購入状態を觀よ、一臺二百圓或は三百圓と云ふが如き高價なる機械を購入し、之を使用したるがために、従來の經營より遙かに多くの勞力を節約し得たりとせんか、此の節約し得たる勞力は更に他に有利に轉用されて始めて機械農具使用の効果を顯はすべき

ものである。然るに其實際は節約し得たる勞力は全く只儲けをしたやうに心得、之を利用するに曰く都會見物、曰く神社、佛閣の參拜、曰く芝居見物となつて、生産に轉用されないのみならず、却つて不生産的の消費に充當されつゝあるのが現在の農業機械化の實狀である。之がために、一面に於ては農具購入のために多額の固定資本固定せしめ、一方に於ては更に不生産的消費を助長し、結局農業は機械化されて農家經濟は不如意となり、農村は益々疲弊する事になる。

之れ全く指導者が無定見なると農業經營の實際に通じないためであつて、此邊にも農業を困憊に陥らしむるものは農業者自身でなく、農業指導であることを發見するのである。

七、農産物商品化の問題

現在の農業は昔の農業經營とは異つて一種の營業である、故に農場生産物は一日も早く而も有利に商品化し金に代ゆる事が、農業經營を有利に導くもので

ある。

然るに従來の農業者は傳統的の習慣によつて自己の農場に於て生産したものを他人に賣却する事が一種の罪惡であるが如くに考へ、容易に且つ有利に商品化し得るものも其まゝ放任し奸商のために利用されて居る。

然し今日の農業は自家用以外に主として他人の需要を目的として居る營業である以上之を有利に商品化する事が農業經營上の重要な事項である。果して然りとせば農家の實際は如何と云ふに、彼の米と云ひ、或は繭と云ひ、或は果樹蔬菜と云ひ、或は林産物と云ひ、或は其他の加工品と云ひ、凡そ農場主産品の總ては之を生産者たる農業者によつて其價格を決定する事が出来ないで、常に商人乃至は直接消費者によつて決定せられて居る、かゝる不可思議な現象は他の何れの生産に於ても之を發見する事が出来ないにも拘らず、農業者自身も之を何の不合理とも考へず徒らに習慣を墨守して居る事は如何にも呑氣なる沙汰であるが、指導者として之を改善するの策を講じ得ないのは農業指導の萬功を一

養に缺くものである。

最近に至つて漸く農會、或は産業組合等の團體が本問題の調査に着手したやうであるが、如斯重大問題は直接政府の事業として大仕掛けに速かに解決すべき問題である。

八、農家と副業問題

凡そ農業なるものは其本來の性質上、只一種類のみの經營によつて成り立つものではない、或る中心の農業例へば米作を中心として其周圍には、養蠶、畜産、林業、園藝等其他方に應じて最も有利なる各種の副業を配列して所謂多角形組織の農業となすべきものである。

諺に「一人息子と一本竿は持つものでない」と云ふのであるが、農業の如く自然を相手とする危険率の多いものにあつては、是非共多角形組織を必要とするものである。而して従來の指導者に於ても之が必要を感じ夫れ、地方的の副

業を奨励し來つたのであるが、單に生産技術の指導と奨励であつて、生産品を如何に有利に商品化するかと云ふ點に就て何等の策を持つて居なかつたがために、折角出來上つた生産品も直に生産過剰となつて、徒らに中間商人の乗ずる處となつて、其結果は材料費と勞賃も得る事が出來ないやうな結果を見たものが頗る多い。

彼の北歐の一小國丁抹が今日世界に於ける理想的農業國として羨望の的となつてゐる最大の原因は副業を奨励し、其生産品を有利に共同の力によつて販賣したがためである。國家は宜敷此點に留意して獨り國內生産品を國內に於て消費する許りでなく、廣く歐米各國の市場を相手として副業を奨励したならば農村は現在の如き行詰りを來すものではないと信ずるものである。

然し之を反對に或る一種の副業が非常に有望であると云ふ事になれば所謂猫も杓子も之に従事し、本業を放棄して迄も凡ての資本勞力を之に投じ一攫千金を夢みて居るものがあるために、生産品は忽ち生産過剰となり、昨日の千金は

今日の一金にも價ひしないものとなつて破産の運命に陥るものが頗る多い。

如斯最も農業經營上必要なる副業をして最も危険なるものたらしめた事は爲政者が其指導法を誤つたがためである。

九、農村婦人問題

農業が男子の力によつて經營され、農村が男子によつて維持されるものと思惟するは大なる誤りである。日本の農業が世界第一の集約農業であり、手工的であるのは良く婦人の力によつて經營されて居るがためである。殊に彼の養蠶業の如きは全く婦人の專業とも見るべきものであつて、而も原料生産によつて實に八億の生糸を輸出し、國家經濟を左右する隱然たる大勢力を有し、同時に大貢獻をなして居る。

然し翻つて其實生活を觀よ、彼等は單なる一つの人間製造機であつて、人間として何等の生存價値を有しない奴隸的の生活を持続して居る、試みに農村婦人

と、都會の婦人との間に於ける日常生活を比較せよ、餘りに懸隔の甚だしい事に驚かざるを得ない、而も國家の立場より見れば農村婦人は生産婦人であり、都會地の婦人は不生産的婦人である、然るに其生産婦人が人間扱ひを得けぬ、慘たる動物的生活を繼續して居るに反し、不生産的消費をして居る都會婦人が經濟的にも精神的にも恵まれ、所謂女王のやうな生活をして居る事は全く爲政者が社會政策を誤つたがためである。若し爲政者が農漁村の婦人を今日のまゝに放任せんか、彼の米騒動が富山縣一漁村の女房連によつて起つた如くに、婦人の力は社會制度をも經濟組織をも根本から破壊するやうな事がないとは斷言出來ぬ。吾人は農村社會政策として農村婦人問題の解決を切望する所以は此點に存するのである。

一〇、農村と娛樂問題

彼の牛馬を見よ、朝から晩まで酷使するのみであつて適當に休息せしめ、適當

の食物を與へなければ駁者の意志通りに動かない。所謂畜生と稱する牛馬に於てさへ既に然りである、況んや萬物の靈長たる人間に於ては四六時中營々として動き續ける事は出來ぬ。必ず精神的にも肉體的にも相當の休養を與へ、精力の恢復を計らなければならぬ。

然るに都會に於ては耳を樂しませ、眼を嬉ばせ、舌を味はせる各種各様の機關が殆ど至れり盡せりとも云ふべきであるに反し、農村に於ては聴くものもなければ觀るものもない殊に舌によつて樂しむが如き事は殆んど出來ぬ。之がために青春の血に燃ゆる青年男女に娛樂を求め華やかな都會に集中するものゝ出來るのは無理からぬ事である。

故に農村に於ても、都會と同様な娛樂機關は望み得ないまでも、或る程度迄の娛樂設備を整へ農村を住み心地のよい場所として、永く其土地を愛する念慮を起させるのが重要な社會政策である。

然るに心なき爲政家は農村に於ける盆踊りを廢止し、或は村芝居、村角力を廢

止せしめ、或は神社佛閣を併合して祭を廢して居る。凡そ農村に於ける、盆、正月祭、農休等の如き慰安日は農村居住者殊に子供、婦人、老人、青年等には何よりの慰安となり娛樂となるものである、且つ又農業上にも或る句切りを劃するものであり、或る場合には之によつて前途に希望を興へ、光明を認めさせて作業の能率を揚げる事も出来る重大なる價值を存するものである、故に農村に於ける盆、正月祭等に於ける各種の行事は之を寧ろ積極的に獎勵して行はしむ可き性質のものである。

然るに現在の社會政策は徒らに都市中心であつて農村居住者のためには殆んど此等の問題を考へて居ない事は、農村民の思想を惡化せしめ、都會と農村との間に或る種の鬭争を起さしむるに至るものである。

十一、農業保險問題

何れの企業にも相當の危險性は伴ふものであるが、就中農業は自然即ち天然

の氣候土質を相手として居るがために、五風十雨適度に到ると云ふことは期せられぬ、或は暴風雨、或は過乾過濕、寒害、病虫害、或は其他の天變地異によつて全然收穫を皆無に陥らしむることは決して珍らしくない。

而も農業其ものは國民生活の基礎となる最も重大なる使命を持つものである、つて他の商工業とは性質を異にして居る。一度農業生産が減少すれば忽ち國民生活に不安を來し、國民の思想を動搖するに至る事は、大正八年の米價暴騰の際に徴しても明かに見らるゝ處である。

故に農業に對しては國家は相當に其危險率を輕減するの方策を講ずることが必要である。否當然なさなければならぬ最も重大なる社會政策である、既に歐米諸國に於ては、それらの法規を設け、家畜保險、霜害保險、森林保險等の保險事業が行はれて居る、然るに神代の昔より農を以つて立國の基礎して居る我帝國に未だ此の保險事業の實施されないのは如何にも不可思議の現象と見なければならぬ。之は要するに爲政者の大部分が農業に無關係の立場にある關係

上此の農村社會政策を放任して居るものと見なければならぬ。

然し最近漸く農林省及商工省に於て之が調査に着手したと云ふことであるが、余輩は速かに之が實施を要望するものである。

所謂農村問題の原因

以上十一項に就て述べた所は農村社會政策上に於ける重大なる缺陷の一部を指摘したに過ぎないのであるが、要するに是等各種の誤まれたる政策の結果が総合的の因となつて、所謂農村問題なるものを惹起するに至つたのである。更に之を要言すれば其原因を次の三項とする事が出来る。

一、政治の罪

凡そ政治なるものは理想であつてはならぬ、國民の實生活其ものを基礎としたものでなければならぬことは云ふ迄もない。然るに現今の政治は單なる政

權爭奪戦のみであつて、國民のために幸福を招來せんとするが如きものでない事は何人も之を認めて居ると同時に又極めて遺憾とするものである。

殊に既に其一端を述べたやうに、國家としては農民の財布から徵收することのみを考へて居つて、地方から集まつた金を如何にして地方に還元するかの問題を考へて居なかつたがために、近年都會の居住者と、農村居住者との間に負擔の不公平なる事を發見し之が改正に各種の意見を發表せられて居るやうに、常に國家の政治が都市中心であり商工中心であつたがために、農村民の代表者である農村議員の人達まで、自己の立脚點を忘れて、自ら都會中心の政策を公然と行つて居るがために、其不合理に醒めた農村居住者は、農民よ、政治的に自覺せよ、都會の人間も人であれば吾々農村居住の人間も人である、既に同じ人である以上之を差別扱ひすべきものではないと絶叫するに至つた。而も農村出身の政治家は一度立候補を宣言するや、吾輩こそは天下唯一の農民黨議員なりとして、あらゆる農業政策を羅列し、之が實行を口約しながら一度當選すれば態度愈々

一變し、自らは何々會社、何々銀行の重役室におさまつて、農村問題とは一體何のことか……？と言はぬ許りの態度を示し、次の總選舉までは農村問題の必要を認めぬと云ふのが、農村出身議員大部分の心理状態である。苟も此の不眞面目なる態度を知らば農民の奮起するのは當然の事であると信ずるものである。

二、社會思想の影響

交通、通信の機關が不完全であつて、容易に他郷乃至は外國の事情を知る事の出来なかつた時代に於ては唯我獨尊で、自己あるを知つて他あるを知らぬ有様であつたが、今日の社會のやうに、歐米の市場に起つた或る商品の相場の變動が其日の内に日本の都會は勿論山間或は海濱にまで影響するやうになつた今日に於ては、農民は幾百年の封建時代の惡夢から醒めて、奴隸生活を脱して人間生活に進まうとする切なる思想が現れて來た。殊に最近の學者の如く、徒らに西洋思想の中毒に遭ひ、其事の如何を問はず無暗に輸入して、而も直に之を實行せ

しめんとするが如き事は農村民の思想を動搖せしむる大なる事である。

三、人口問題

我國の人々は既に世人の知るが如く、世界に於ける有數なる人口増加率の多い國であつて、最近の統計によれば、千人につき十二三人の増加率を示し、年七十萬人以上の増加を示して居る。

然し乍ら人口の増加と共に一面に於ては之に伴つて富も亦増加すれば敢て過剰の人口とするに足りないのであるが、日本の現状に於ては頗る多い人口過剰である。而も其増加率は最も農村に多いのである。斯くの如く限りある島帝國の耕地に對し、限りなき人口増加の結果、次第に農村生活者の上に不安を招きつゝあるのである。

今試みに世界の小作狀況を一瞥するに、彼の小國たるベルギーに於てさへ尙ほ且つ農家は一戸當り平均三町歩を耕作して居る。而して英國は平均五、六町

歩、佛國、及び獨逸は平均七、八町歩、米國に至つては勿驚平均一戸當り五十七町歩を耕して居ると云ふ雄大なる有様である。

然るに我が日本に於ける一戸當りの面積は實に左表の如くであつて、一町歩以下を耕して居る農家が全部の七割強を占めて居る。

耕作地廣狹別

大正十四年大藏省統計課調

	大正三年	大正八年	大正十三年
五反未滿	一九九、一九九戸	一、壹八、三二戸	一、九四、六三戸
五反以上壹町未滿	一、八二九、九二六	一、八八、六三三	一、八六、七四
壹町以上貳町未滿	一、〇八八、四六一	一、一三三、二七五	一、一八二、一三三
貳町以上參町未滿	三三三、八二五	三三〇、一八〇	三三三、六六
參町以上五町未滿	一四九、五八〇	一五五、一〇七	一三八、〇一一
五町以上	六六、三五	九五、五二	七二、二六

斯の如く僅かに一町歩未滿即ち七反や八反歩の耕地から生産したものでから公租公課を支拂ひ、肥料代を支出し、地主に契約通りの小作料を納入すれば殆んど餘す所のない有様である。

凡て勞働者の報酬は、自己の勞働によつて自己及び家族の生命を維持し得るだけの報酬は如何なる場合に於ても要求しなければならぬものであり、支拂はねばならぬものであることは時と所とを論ぜず同一である。若し此の最少必要限度の報酬をも與へられない事になれば、勞働者及其家族は餓死を免れぬ事になるのである。

凡そ農家にありては幼兒を除く、外の家族は例令老人と雖も其力に應じて悉くがそれ／＼或る作業に従事し得るのが普通である。然るに此等の小作人が一家全部の勞力を提供して耕作したる生産物によつて、家族一年間の生命を維持し得ないとすれば、人間として生きんがために生きる方法を講じなければならぬ、而して其最も近き途は、地主に向つて小作料の輕減を要求する事であるが、而も個人としての要求は其効果の薄いために、多數の小作人が聯合して輕減運動を行ふ事になつたのである。之が即ち今日に於ける農村社會問題の中心をなして居る小作爭議と稱するものであつて、限りある耕地に限りなき人口増加

の結果と見る事が出来る。

迂遠なる小作爭議對策

前に述べたやうに、經濟上と思想上の兩方面から自覺し來つた小作人は頻りに小作制度の不備を稱へて之が改善を迫り、其結果は小作爭議として殆んど全國的に燎原の火の如き勢ひを以て傳播し來つたのである。之がため政府當局も之が對策に種々腐心の結果或は小作爭議調停法を發布し、或は自作農地制定制度の實施につとめて居るのであるが、此の調停法なるものは爾後の防止處置を目的とするものであつて、小作爭議を未然に又永久に防止するものではない。既に一度發生したる爭議を調停によつて解決するものである。従つて小作爭議の發生を豫期して居るものであつて、其絶滅を期待して居るものではない。即ち小作人が五割の要求をしたのに對し、地主が三割輕減を主張し、双方に意見の紛糾を來して居る際に小作官が調停して四割の輕減とし、爭議を中止せしむ

るの類に過ぎないのである。

又自作農創設に關しては、最近農林省に於て發表したやうに、逓信省に於ける簡易保險積立金を利用して、一人當り四、千圓、利子三分五厘、年限廿四ヶ年の年賦を以て、小作人を自作農たらしめ、一面に於ては爭議の防止につとめ、一面に於ては健全をる中小農階級の存在を期待するのであるから、理想としては何人も異存のない所である。

然し地主が耕地の賣惜しみをなしたる場合には如何にして購入するか、又賣却するとしても政府の主張し豫定する一町步四千圓限度より高價なる場合には買入れ資金を如何にするか、更に低利とは云ふものゝ一ヶ年二百二三十圓の償還金を廿四ヶ年間滞りなく支拂ひ得るや否は頗る疑問である。

即ち最近十ヶ年間の統計によれば地主小作の兩階級は次第に増加するに反し、政府が新たに創設せんとする中産の健實性ある自作農が年々七八千戸から一萬戸以上宛減少して居ることは如何にも皮肉な對照ではあるまいか、故に政

府は自作農の制定よりも先づ現在の減少数の防止に力むる事が急務である。

尙一度自作農を創設し得たりとするも年賦償還の不能或は其他の經濟事情によつて耕地を所有し得ざる場合に此の耕地の處分を如何にすべきか、結局資本家の手に移つて再び地主の所有地となるのは明かである。若し之を地主に所せしめないと云ふ事にすれば、地主否一般に土地の所有者に制限を附する必要がある。然るに此等に關する何等の規定のないのは、要するに自作農制定は餘りに効果のあるものと見る事が出来ぬ。殊に之によつて小作爭議を絶滅せんとするが如きことは百年河清を待つものではあるまいか。

次ぎには小作法の制定であるが、小作調査會に於て審議中であつた小作法は近き將來に於て實施せられる事になるのであるが、大體に於て小作權の効力如何の問題、小作料の決定問題等を法律によつて制定する事は云ふ迄もない。

然し小作法が實施されるやうになれば、小作爭議は從來よりも一層増加するものと見なければならぬ、即ち小作法を楯として地主小作各々の利害を法律的

に相争ふに至るのである。従つて地主對小作間に於ける感情は日々浮暗となり人間味の薄らぎ行く事は想像するに難くない。

兎に角小作法及調停法によつて爭議其ものは解決せらるゝとしても、人口の増加に依る耕地の不足問題や、耕地の不足に依る小作人の生活困難は決して解決されるものではない。小作爭議を解決するには、小作人の收入を増加する事に外ならぬのである。それに小作料を軽減する事と、生産を増進するより外に手段がない。而して農業生産を増進せしむるには農業の技術を改良すると同時に、其組織を適當ならしむる事であるが、農業は土地を基礎とする事業である以上、土地に關する制度を合理化するより外はないのである。

之を要するに、小作調停法、小作法或は自作農制定制度の如きは、土地制度改革の前提に過ぎないのである。即ち一過程である。凡そ日本帝國農村生活の不安を除去し、小作爭議の絶滅を期せんとするには、是非共土地制度改革の根本策より外にないのである。

歐洲諸國の土地制改度革

歐洲諸國の如く耕地面積の相當豊富なる國に於ても、土地制度合理化と謂ふ事は次第に農業政策の重要な目的となつて、耕地整理とか、土地改良とか云ふ類の技術的方面より寧ろ土地所有の分配とか、經營大小の分配とか、云ふ類の土地制度を改革する方面に政策の重點が移つて來たのである。是は大戦後に於て特に著しく現れて來たのであるが、大戦前に於ても國に依つて可なり徹底的に實行されて居る事である。現に米國の如きも今期議會に於て農村問題を決議した様な次第である。

一、ルーマニアの土地制度改革

ルーマニアにては昔から土地所有權の分配極めて不良にて、少數の地主が極めて大面積の土地を獨占し、農民は農奴解放後も依然として地主に隸屬し、主として分益小作に依りて地主の土地を耕作してゐたのである。其の當然の結果

として、永い間政治上の權力は凡て地主階級の手にあつて、小作に關する法制の如きも亦極めて農民に不利益のものであつて、農民は非常なる困難を嘗めてゐた。之に加うるに二十世紀の始め頃から高利貸的ユダヤ人が俗に小作トラストと稱する土地管理會社を組織して地主より大面積の土地を借受け、之を農民に又小作して不當に小作料を引上げ、其の他苛酷なる小作條件を課して農民を苦しめたので、千九百七年五月には遂に農民階級の不平爆發して未曾有の農民一揆を生じ、國を擧て慘憺たる内亂の狀態に陥つた。幸にして此の農民一揆は小作制度の改革に關する政府の宣言と戒嚴令の施行に依る砲火の力とに依つて漸く鎮定する事を得たけれども、政府は此の騒動に鑑み、之を機會に従來の地主偏重の土地政策を排して、各種の農民保護の政策を實行するに至つた。其の重なるものは千九百八年の小作法である。政府は此の他小作組合の獎勵、小作トラストの打破、自作農の創定等であつた。

大戦後のルーマニアに行はれた土地改革は政府に於て大地主の所有の殆ど

全部を極めて低廉なる價格にて強制的に收用し、之を又極めて低廉なる價格にて賣却し、斯くて大地主の徹底的打破によりて自作農の創定を圖つたのである。其の收用法を説明すれば政府は最初千九百十七年に憲法の條項を改正して土地改革の前提要件たる政府の土地收用權を確立し、次いで千九百十八年十二月十五日の勅令及び之を改正したる千九百二十一年七月十七日の法律を以ていよく土地改革の實行方法を定めたのである。而して之に依れば政府は第一に國有地、御料地、公共團體の所有地、農村金庫の所有地、法人の所有地、外國人の所有地及び千九百十年四月以降引續き十年間其の所有地を他人に小作せしめたるものゝ所有地を全部收用し、第二其の他の地主の所有地に就ては原則として百ヘクタールだけを残して其余を全部收用する、而して之等の收用地に對しては政府は戦前の公定小作料を標準として其の地價を算定し、之を五分利付の債券にて支拂ふこととした、即ちルーマニアに於ては幸にして千九百八年の小作法の規定に依り各地に地方農事委員會が設立せられ、之れが毎五年目毎に小作

地の最高小作料を公定して居つたので、政府は此れを利用して地主に支拂ふべき賠償額を千九百廿七年乃至千九百二十二年の公定小作料を標準として耕地に就ては其の四十倍以内、又牧場に就いては其の二十倍以内に於いて定むべきものと規定したのである。耕地の價格を公定小作料の四十倍以内と規定したるは土地資本の利廻りを以て二分五厘と云ふ極めて低廉なる率に看做したるものにして土地の價格を極めて高く評價する所以であるが、實際にはルーマニアの貨幣は大戦後には大戦前の約四十分の一に下落して居たから、公定小作料の四十倍と云ふことは之を金貨幣に換算すると公定小作料の一年分といふことになり、地主は土地の代償として戦前の一年分の小作料を受くるに過ぎないこととなるのである。加之政府は地主に對して其の賠償金をば五分の利率と云ふ戦後のルーマニアとしては極端に低利なる公債にて支拂つたのであるから地主は之れを貨幣に換ゆるには約五割程割引することを餘儀なくせられ、手取額は之を金貨幣に換算すると僅かに戦前の小作料の約半年分になつて仕舞

ふのである。故に政府は地主に對して其の價格を賠償せりと云ふも實際には殆ど無償にて土地を沒收したのと同じ事になるのである。次に政府は之等の土地を一人に付き五ヘクタールの土地を所有せしむる事を標準として一定の順序にて農民に分配したのである。其拂下げ價格は收用價の約半額で政府は自他の半額を負擔し且つ農民に對しては其代償の年賦支拂ひを許した。されば農民は大體に於て戦前の約半分の小作料に當る價格を負擔して自作農になることを得たのである。

二、アイルランドの土地制度改革

アイルランドに於ける土地改革は小作人が地主より自由契約を以て其の従來の小作地を購入することに依つて行はれた。即ち政府は單に小作人に對して其の小作地代金を貸付けするのみで、政府自ら地主の土地を買上げ、之を小作人に再賣することは稀に土地改良の必要ある場合等に例外的に行はれるに過ぎ

ないのである。けれ共實際には政府は裏面から間接に地主の土地賣却を強制するのであつた。即ち政府は一方に於いて小作制度の大改革を行い千八百八十一年の土地法及び其他の法律を以て小作關係に於ける地主の權利を著しく制限して、特に小作料に就ては地主又は小作人の請求ある時は政府は其の小作地の相當小作料を決定する權限あるものと定めて大いに小作料の輕減を計つたのである。此の相當小作料の決定はアイルランド土地委員會と稱する特別裁判所が行ふもので一度相當小作料の決定ありたる時は、十五年間之れを變更することを得ぬのである。其處で或る小作地に就いて初めて相當小作料の決定あつた時は之れを第一期相當小作料と名付け、次に十五年を経過して更に第二次の相當小作料決定せられた時は之れを第二期相當小作料と名付け斯くて千八百八十一年八月より千九百二十年三月末日に至る迄の成績は約三十八萬三千個の小作地について第一期相當小作料を決定して従前の競争小作料を約二割輕減し、次に其の後十五年を経過してから約十四萬四千個の小作地に就いて第二

期相當小作料を決定して第一期相當小作料を更に約二割輕減し、又其の後約十年を経過して約六千個の小作地に就いて第三期相當小作料を決定して從來の第二期相當小作料を約一割輕減した。故に之れを通算する時はアイルランドに於いて相當小作料決定の結果として政府は千八百八十一年より千九百二十年に至る迄の三十九年間に従前の競争小作料をば約四割二分輕減した勘定である。斯く小作料が輕減せられ又將來益々輕減せらるゝ傾向があると云ふことになる。地主としては單に毎年の所得が減するのみならず同時に其土地の價格が年と共に下落すると云ふ二重の不利益を受けるから土地は之れを小作地として永く所有して居るよりは寧ろ餘り價格の下らぬ内に成るべく早く賣つてしまふ事が得策だと云ふ事になつて地主の土地賣却は自ら間接に強制せられたのである。

尙アイルランド政府は小作人に對して其の小作代金を貸付するについては其の小作地の價格に關して法律上一定の制限を設けた。即ち從來の小作料が

第一期相當小作料ならば小作人の支拂ふべき年賦金はそれよりも二割乃至四割輕きことを要件とし、其第二期相當小作料ならば一割乃至三割輕きことを要件とし、此れに反する場合には政府は小作人に對して小作地代金を貸附する事を得ぬのである。而も政府は原則として小作人に對し其の小作地代金の金額を貸附するものにて且つ小作人は之れを利息三分償却金五厘合計三分五厘づゝ六十五年六ヶ月に亘つて年賦償還するのであるから其の年賦金が從來の相當小作料よりも平均約二割輕くなければならぬので、つまり從來の第二期小作料が假りに百圓だとすれば小作人は毎年之れよりも二割輕き金八十圓を支拂ふことに依つて六十五年六ヶ月後には完全なる自作農になり得るのである。

三、ニュージーランドの土地制度改革

ニュージーランドの土地改革は土地累進税法に依つて行われた。土地累進税法は大地主の打破を目的とするもので、大地主程重く課税することになつて

居るのである。ニュージールランドに於ける千九百七十年の地租及所得税改正法では土地の税率は所有土地の價值五千磅以上七千磅以下の土地に對しては價值百磅につき六片四分の一であるが、それから順次累進して價值四萬磅になると税率は百磅に付き八志となり、四萬磅以上の土地は價值一千磅を增す毎に税率は百磅につき五分の一志づゝ高められ遂に價值の二〇・五%に達するを以て最高率となる。故に大地主の支拂ふべき税額は頗る多く、例へば價值二十萬磅の土地を所有する地主は累進税として二・五%を課せられ其の上に普通の地租〇・〇四一%を加へられ合計二・九一%即ち五千八百三十三磅を納めなければならぬ。そして又若し右の地主がニュージールランド以外の地に居住する所謂法定の所在地主なる場合には累進税は更に加へられて八千七百五十磅十五志の地租を納めねばならぬのである。

斯くて大地主は頗る多額の地租を課せられる事になるも、小なる地主は甚だ軽く課税せられ特に價值五千磅以下の土地を所有する地主は全く累進税を課

せらるゝ事なく又五百磅以下の地主は普通の地租をも免除せられるのである。されば大地主は土地を兼併すればする程益々土地の負擔が重くなるから寧ろ之を賣却した方が有利だと云ふ事になつて自ら土地の獨占が打破されるのである。實際に於いてニュージールランドでは或程度迄此の累進税法で其の目的を達したのであつた。

四、ロシアの土地制度改革

ロシアは革命前に於いては全國民の約八割が農民であつて、其の農産物も極めて豊富であつた。

歐露五十縣より西伯利亞の大平原に至るまで、巨額の農産物の輸出國であつた。斯くの如くロシアは農民に負ふ所多大であつたのであるが、從來の政治は之に反して農民を餘り重要視して居らなかつた、ロシアは農業國であつて然も農民は實に虐けられて居た、其結果革命となり、地主の土地は無償を以て悉く没

收せられたのである。革命の當初に發表せられたソビエツト共和國憲法の第一章に於て、ロシアは土地所有權を全廢し、土地の社會共有を實施し、農民は單に土地の使用權を得たのであつて且つ其の農産物は自家用以外は總て政府が徵收する事を規定したのである。

此の土地の社會共有の理想の實現と云い、農作物の徵收と云ひ、ロシア革命の主張から見て正に然るべき點であつた。然し農民に取つては實に容易ならぬ革命であつて革命の理想より云へば當然の規定であつたらうが、農民の間には反抗の氣勢が揚つた、即ち農民は一般に土地の使用權のみでは満足せず所有權に對して異常な執着を持つて居た、此の故に勞働政府の主張する土地政策も未だ農民全般には到底了解し難き所で土地私有權の絶對廢止は先づ農民の不平を醸し農産物徵收の第二の原因と合して甚だ強き主張となつた。農作物は元より農民が粒々辛苦の結晶であつてその辛苦も自己の所有に歸ると云ふ希望によつてのみ行はれるのであるが、苦心の結果も他人に徵收されるのでは何を

苦しんで炎天下に耕作をする必要があらうか、自家用の食糧のみは除外されると云ふならば、自分等の耕作は是れだけを生産すれば足りるのでこれ以上の耕作は不用であると云ふ念の生ずるのは當然であつて此の勞農政府の農作物徵收は農村の衰微、田園の荒廢を來したのであつた。

斯くの如くして農民の不平増大し其勢い容易ならずと見て勞農政府も當初の規定の適用を緩和し農民の主張は貫徹し得られたのである、其他一々枚擧の煩を避けるが、各國の土地制度改革は大同小異に行なはれてゐるのである。

日本帝國上古の土地國有制

我帝國は普天の下、率士の濱、王土にあらざるはない。建國以來二千五百餘年天皇の所有であつたのである。而して上古には國里の制を定め、國司、郡司、里長、即ち今日の知事、郡長、村長と云つた様な地方官を任命したのである。國司は中央政府の官僚のうちから任命されて地方に赴任し、郡司、里長の多くは國造、伴造

縣主等と云ふ地方の舊家から採用したもので、一般在職年限を四年と限り、官田の収入を支配させたものである。

源平以來武門の天下となつてから、國土は武門が勝手に支配することになつたのであるが、それでも土地の所有者が藩主であつて個人の所有ではなかつた。従つて個人の賣買や小作料の競上げ、小作爭議と云ふやうなことはなかつた。

明治政府の土地私有制

明治維新になつて三百有餘の大名が土地奉還を斷行したので、王土が再び王土に還へつた、即ち土地は國有となつたのである。此の際上古の國里の制に立返つて國司と云つた様な地方長官に支配せしめ、更に地方長官は郡長、村長と云つた様な下級官吏に順次支配せしめて小作料を徵收して居つたならば今日の所謂小作爭議はなかつたのである。然るに明治初年の政治家は此の國里の制を煩雜なる制度となし、地券を發行して國土を個人の所有に歸し、以て地租を徵

收する制度と爲したのである。其の際一人の先覺者があつた、即ち水戸の栗田寛先生である。先生は史學の大家で文學博士、帝國大學教授の職にあつたが、其の著書に於いて土地國有論を主張したものであるが、時の政治家は先生の所論を受入れなかつたのである。

既に個人の所有に歸した我國の如き狹隘なる國にあつて、土地が個人の所有に歸して賣買さるゝ時は必ず價値の騰貴を來すことは蓋し當然である。明治初年の法定地價に對して今日の時價は十倍以上で、時價の騰貴につれて賃貸料の騰貴は又免れないことである。土地の時價が騰貴して、小作料が競り上げられて、其の極、小作農民の生活難を來した結果、ついに今日の小作爭議、即ち小作料輕減運動となつて來たのである。而して此の小作爭議の勃發は國家の前途に對し、最も憂ふべき大問題と云はねばならぬ。

前にも述べた様に、嘗つて平和なりし農村は之が爲に非常に混亂し、思想惡化を誘發し、聽ては階級争鬭の惹起せんとして居るのである。

これを解決する道、今日では最早や、小作爭議調停法や、小作法や、緩漫なる自作農創定の如きもので不可能である。即ち土地制度改革の斷行より外ないのである。而して我國の土地制度改革には土地國有にするより外によりよき道はない、故に地價を適當に協定して國家が之を管理するは、是れ實に小作人を助くる道であり又國家を救ふの策であると確信するものである。

日本帝國土地制度改革三案

而して土地國有に三個の政策を考へることが出来る。

第一は帝國全土を擧げて國有となし適當なる賃金を以て國民に貸與する政策である、此の方法によれば都市及郊外の發展するに従ひ土地の増價を防ぎ、市民をして永久に安價なる地代を以て居住せしむることが出来、又東京市の如き大震災の發生した場合あるにしても、理想的に市を改造する事が出来得るのである、又大阪市に於ける松島遊廓移轉の如きについても、忌はしき事件等を發せ

しむる憂がないのである、而し乍ら帝國全土を國有にするには、彼の露國に於けるが如く、無償を以て沒收すると云ふが如き不合理なる政策は敢て爲すべきものではない。思ふに地主が今日の土地を所有する迄には先祖より幾代となく勤儉貯蓄したる結果の賜なれば、相當なる價格を以て買上けること固より當然である。即ち大正十三年の統計年鑑に據れば我國耕作地全部の法定地價は十三億一千五百十萬七百六十三圓であるが時價は百八十五億七千三百七萬七千五百五十八圓となつて居るからである、併し之を四分利位の公債を發行して買上けることとし、地代を以て公債利子を拂つて行くとすれば必ずしも不可能のことではないと思ふ。

第二は耕地だけを國有として農民に適度に分配し適當の小作料で貸與する政策である、之れは農村問題解決を目的とするもので、其の特長としては散圃農場を整理することが出来る、從來我國の小作人は數人又は數十人の地主より少許づゝの土地を小作し、所謂散掛け小作を爲して居る爲め生産に非常なる不利

であるので此の農場整理は農業經營上極めて必要のことである。尙買上げに就ても都市の如く價格に大なる相違なきを以て小作料を基礎とせば容易に調停點を見出す事が出来ると思ふのである。又大藏省調査を標準となしても宜しい。

第三には農村の小作爭議解決のみを目的として地主が小作人に貸付けて居る小作地だけを國家に於て買上げ適當なる小作料を以て貸與する政策である。今日の如く小作爭議が頻發しては地主も土地を所有して居ることを好まざるべきを以て極めて容易に買上ることを得るに違ひない。

而して小作地だけを買收して農民に貸與して小作爭議を解決するにあるから自然自作農を奨励する意味になる故に小作人に於て自己の小作する國有地を買取りたい場合國家は買收せる價格を以て拂ひ下けるのである。此の場合原則として耕地の貸借を個人に許可せぬことである。若し自作農に於て土地不用の爲め之を賣却する場合之を買收するものは自己に於て耕作する目的を

以て買取るのである。何人も之を買取る者なき時は國家が之を買收して農民に貸與するのである。

更に茲に一言附加しなければならぬことは以上述べた方法によつて折角自作農を創設しても、經濟界の變動或は個人的事情によつて自作不可能となつた場合に、自然的に小作權の賣買が行はれる事になる。

之は獨り將來のみでなく過去に於ても古く藩士支配時代に於ても慣行的に小作權の賣買が行はれて居つた事は歴史に明かな事實であり、又現在に於ても行はれて居るのである。

故に土地國有の立場から之を視る場合は勿論、現在政府が行つて居る自作農創設の立場から見ても小作權の賣買は絶対に禁すべきものである。若し現在のまゝに放任せんか、土地は自由に賣買され、權利は轉々として、自作農は忽ち小作人となり、小作人間に於ける小作權は賣買され、自作農創設も、土地國有も何等の意義をなさぬ事になる。

○故に小作權の賣買は絶対に禁止すると共に此の必要を生じたる場合には、之を適當に解決するの法令を設けて置く事が必要である。従つて個人の耕作面積にも或る程度の制限を附する必要の生じて來るのは當然である、然らざれば政府の主張する自作農創設は根本から破壊されるものである。

國有地小作料徴收方法と米價統一

而して小作料を徴收する場合、畑地は從來金納であつたが、田地に於ては多く收穫の粃又は玄米を以て徴收してゐたものである。國家が小作料を徴收する場合、納米では納米の貯藏倉庫又は徴收する手數等頗る煩雜なるべきを以て小作料は總べて金納として、今日他の租税を徴收する如く町村役場にて徴收すれば事極めて簡易である。但し此の場合米價の變動は農民の收入を不安定ならしむるを以て殊に米價の變動を緩和する方法を講ぜねばならぬ、即ち其の方法としては國家は米穀價格調査委員會を設け米穀の年産額を標準として一石

につき四十圓より五十圓迄の間に於いて年々一定の價格を査定し、以て米價の統一を計り、國民生活の安定を講ずべきである。

由來何れの文明國と雖も、米穀の如き國民生活の主要食物を、定期相場に上場して、其の價格を變動せしむるが如き無謀の舉有ることを聞かない。我國民は傳統的因習の久しきに慣れて、敢て之れを顧みないのであるけれども、其の弊害は頗る甚大なもので、晉に農民の收入を不定ならしむるのみならず、需用者たる一般國民生活の一大脅威と云はねばならぬ、如斯き弊害ある制度は、斷乎として速やかに、政府をして廢止せしめねばならない。

即ち米價の統一は國民生活安定上の重要問題なれば、如何なる犠牲を拂ひても是れが實現に努力せねばならぬのである。

土地買収及公債利子

以上の如くして國家が土地を買収するには其の一の場合なると、二の場合な

ると或は三の場合なるとを問はず、土地國有となすには莫大なる金額を要するので到底現金を以て支拂ふことは不可能であるから、前述の國々國家は公債と引替へに土地を引取るより外はない。而して公債に對する利子は農民生活の諸經費を控除せる純益利廻りと又自作農に對し政府より貸付する二十四年賦返還方法等を打算せば先づ四分利公債が正當と思はれる、其金利は小作農民の農業地より徴收する處の小作料を以て拂ひ得るような獨立會計にせねばならぬ。更に國家が貸與する小作料は現在の小作料より三割乃至四割輕減されたるものであらねばならぬ。

現在の地主が年々小作人の輕減要求に依つて三割乃至四割の割引をなし、更に地租殊に多額の町村税を負擔し、且土地を所有する爲に要する雜費等を差引きたる、純収入は今日の土地價格に對して二分五厘以下の收入であると思はれる。

然らば四分利公債にて買收せば現在地主が國家の買上げに應ずることは左

程困難なることではないと思ふのである、何れの國民も然りであるが特に我國民は土地を所有することを名譽とした。

而して土地は確實なる資産であり、又信用を得る所以であるので、家寶として利廻りの如何に拘らず高價に競上げて賣買されたものである。

今日の如く小作爭議熾烈にして土地を所有するが爲めに反つて多數の小作人即ち同胞より怨嗟の聲を聞くようになつては、土地を所有することは最早や名譽ではないのである。單に利廻りから云ふならば土地價格は今日の所謂時價より餘程低下さるべきものであると思ふのである、土地買收が比較的廉價に行はれ地代を以て四分の公債利子を拂つて尙餘りあるなれば、公債の償還方法を講ずるも可、又は土地開墾に流用するも、更に小作料を輕減するも亦可なりである。然るに土地所有者が前に述べたる論旨を理解せずして尙ほ土地の個人所有を主張するなれば遂には歐洲諸國の實例に徴しても、自然に土地と離れねばならぬ憂目を見ることは火を見るより瞭なりと云ふも憚らないのである。

土地買収公債償還方法と自作農確立

何れの公債にも償還期限がある。土地買収四分利公債も亦償還期限を定めねばならぬ、永久に涉つて傳ふべき筈のものではない、けれ共金額が莫大なるので、償還は甚だ困難である、故に最初より年賦償還の例を執つて、四分の利に更に一分位の償還金を加へ、六十年又は七十年後に於て元利償還の方法を採用し、元利償還の曉には其の土地を其の儘小作人の所有とする等は最も理想的であるまいか。然らば小作人は現在の小作料より數割低廉なる小作料を拂いて然も六十年乃至七十年後に於ては自己の所有に歸するのである。

是に於て完全に自作農制度の實現を見ることが出来るのである。上述の所論を一瞥すれば、小作人にのみ有利にして地主には甚だ不利の如く見ゆるも、現在の如く年々小作爭議に依る収入減にて計算する時は四分公債にて賣却するの寧ろ有利なるにあらざるか、加之土地を所有すれば地租を徴收さ

れ、更に町村税を多額に負擔せなければならぬ。然るに土地を國家に買収されるれば地租を免れ従つて町村税の負擔を輕減さるる利益がある、要するに此の政策の實行は現に不安なる農村救済の最良手段と云ふべきである。

公債發行と地方金融救済

而して土地の買上に對し地主階級の提唱しつゝある處は即ち現在の地代は大藏省調査の表に現れたものよりも三割乃至四割方高率のものであると主張して居るが、假りに公債利率を三分と定め地主階級の主張するが如く大藏省調査の地代より三割高率なりとするも、大藏省調査を基調として利息を四分と定むるも結果に於ては同様であるから、却つて公債額低廉となり、國家の負擔を輕減する所以となるのである。

而して世の論者は斯の如く多額の公債(大藏省調査表)を發行する事は、既發公債價格に影響する處甚大なりと主張するものがあるが、是れ固より多少の影響

を免れる事の出来ないのは事實であるが、然しそれは農村金融の實狀を知悉するものなりと解する事は出来ない。

由來農村金融の樞軸に在る者の多くは地主階級であつて、彼等が彼の好景氣時代に於ても土地を購入するに當りて、金融機關を利用し其土地を身代り擔保として購入するのを常としてゐる。然るに輓近に於ける經濟界は極めて不況に陥り、ために金融狀態は逼迫を告げ、加ふるに逐年深刻を極めつゝある時に當り小作爭議の影響を受けて土地の價格は次第に下落するに至つたのである。

斯の如く低價なる土地を高價に融通した代價の代償として受けるやうになつたならば、農村金融機關は再び集收する事の出来ないやうな苦境に陥ること、は言を俟たざる處である。而して余輩の提唱するが如く、土地を國有とし、之に代ふるに公債を以てせば任意に中央銀行に提出して金融の便を得るのみならず、米價統一後に於ては、米の所有者は在庫品を擔保として金融を受くる等却つて農村金融狀態を圓滿になし得る事は、茲に斷言して憚らざる處である。

今假りに米價を四拾圓とせば、全收穫高に對する米價は、二十三億八千八百萬圓(但し大正十四年農林統計五千九百七十萬石による)となり、之が半額を以て小作料に充てるも、小作者も地主より小作せる小作料の三割乃至四割の低減となり、約十一億九千四百萬圓の殘額を得るのである。更に耕地全部の購入額百八十億の利息七億二千萬圓を差引くも尙四億七千萬圓の殘額を得る事になる。

而して公債は償還すべきものであるから、これに年一分宛を附して利子を拂へば六十六年後には土地は全部國家の所有に歸する事になるから、此の土地を小作人に分配し以て自作農を確立し得るのである。故に殘額四億七千萬圓より償還利子(年一分)一億八千萬圓を減ずるも尙ほ二億九千萬圓の殘額を得るのである。更に之より地租八千萬圓、及び小作料(金納)を徵收するに要する特別會計の費用一千五百萬圓を減ずるも尙ほ一億八千五百萬圓を得る事になる。

故に之を以て農村振興或は各種の社會事業等に充用する事に於て始めて社會政策上農村振興、社會進化に貢獻する處頗る大なるものありと云ふことが出

来る。

而して此の百八十五億の公債に對しては特別法規を制定し、其純益に對し所得税を課する事とせば、何等既發公債にも影響せず又金融界を攪亂する事もなく却つて農村の金融を圓滿にする事になるのである。

以上は余輩の提唱せる、土地國有の根幹論である。併し乍ら一部世の論者の云ふが如く多額の公債を發行する結果、既發公債に影響を及ぼす恐れありとせば、一ヶ年三億を最少限度となし、小作爭議の最も熾烈なる地方より徐々に買収せば、漸次自作農創定の目的を達し得る事となり、随つて既發公債に對する心配はなくなるものである。

本案に對する賛否論

而して余輩が本案の草稿を一度貴族院に於て内示するや、各方面より賛否交々の批判を得た事は提案者として最も光榮とする處であるが、特に同僚議員よ

り直接左の一稿を提示された事は最も欣快とする處である、今其全文を掲げて謝意を表すると共に讀者諸君の参考に供せんとするものである。

一、農村救済策土地制度改革論を一讀して

刻下の農村問題が我が帝國の爲めに由々しき問題である事は洵に論者の説くが如く、論者が國民の大多數を占むる農民の此の大問題を解決せずして我國の政治何處にありやと喝破したるが如き眞に天來の警鐘である。

而して之を解決するに彼の小作調停法や、又彼の自作農創定の如き其效果甚だ乏しく、猶新に小作法を制定するも其の效果又頗る疑しく、寧ろ或は一層其の事態を紛糾に導くやも測られずして、最早今日に於ては此種區々の政策を頼むに足らずとなしたる論者の所論亦最も肯綮に中たる。

此に於て論者の提唱する土地制度の改革は必然擡頭すべき問題にして、今や已に多數識者の考慮にあるべき事を信するも、而も其斷行は容易にあらず。

則ち第一、二案の如き國民の生活を整束して國政の施設亦最も簡明なるを得べきも、(一)今此に土地國有の爲めに幾百億の國債を發行するが如きたとへ其事は何等危険なき事由明なりとするも猶ほ且つ國家財政上の重大問題となして兎角の杞憂に迷ふべく、(二)又たとへ國家の力を以てするも土地の私有を禁ずるは治安維持法の所謂私有財産制度の否認たるが如き嫌ありて、相當に物議を醸成すべく、恐くは其事言ふべくして行ひ難きものあらん。

故に今日の場合に於ては第三案に依りて、刻下焦眉の急に迫れる農村問題を救済するを以て以も穩健の政策となす。

而して今日は未だ帝國領土の全部に涉りて小作問題を湧起し居れるにあらず、中には昔ながらの温情主義によりて農村生活の平和を保てる地方少なからず、故に之等の地方にまで其の改革を強要して従來の美風を打破する必要はない。

又小作問題の起れる地方に於ても當該地主と小作人の意思に反して之を強

要すべき必要もない、彼等相互の諒解によりて能く圓滿の關係を持続するならば暫く之を其のまゝに放任するも可なりである。
則ち國家は

- 一、彼等の求むる必要の地方に於て
- 二、必要の時に臨みて
- 三、特種の機關によりて小作地の公債價格を査定し
- 四、當事者の望に應じて之を買收し
- 五、其の代償として公債を交付し
- 六、耕作者の選擇によりて之を貸與し又は拂下ぐ
 - A、之を貸與する場合には(イ)公債利子(ロ)元金長期償還歩合(ハ)土地の負擔する公課額(ニ)徵收手数料の合計を地代の標準とす
 - B、之を拂下ぐる場合には買收の元價を以てし長期年賦を以て元利金を償還返却せしむ

此の場合耕地の賃借に或る制限を付するの必要あるべきこと、小作料を總て金納とすること、地代の徴收は之を市町村役場に委すること、米價の調節をなすべきこと、公債利子を四分とすること等は、大體に於て論者の説を支持すべきである。

但だ本案は既に自作地の所有を認むることを前提とするものなれば之を土地制度の改革と云はんよりも、最も徹底したる自作農創定と稱すべきものにして、此處に本案の眞價がある。由來農民は其土地を愛し自家の耕地を自家の所有となすことは彼等夙夕の念願である、故に國家は一方に地主の土地を買收し一方に之を其耕作者に拂下ぐべく十分の便宜を與へて耕地自作の理想を實現する事を目的として本案を活用すべきである。

公債の償還期限は論者の云ふが如く六七十年の長期となすも妨げなし。然れども之を耕作者に拂下ぐる場合の年賦償還期限は長くとも三十ヶ年を限度となすべきである、死後に子孫の計をなさんよりも生きて多年の宿望を達せん

と欲するは人情の常なり。而も人生限りあり三十年は彼等の望を満すべき最も長き期間であらう。

以上論者に共鳴して卑見の一斑を加へたるが事、此處に到れば更に數字的に本案の内容を分解して其の可能性を説明すべき筈なるが、論者の示したる材料のみにては到底正確の數字を知ること能はず別に多くの資料を涉獵する必要あれども、今俄かに夫れ等の設備なければ試に論者の示したる材料を根據となし、之に多少の想像を加へて漠然左記の數字を假定し以て本案の内容を觀るの標準となさん。

田一反歩	畑一反歩
三四、五〇	八、五〇
地價金	公課額
六、九〇	一、七〇
買收價格	拂下價格
三八〇、〇〇	二五〇、〇〇
三八〇、〇〇	二五〇、〇〇

貸付地代年額	二三、七五	一一、八〇
拂下代金三十ヶ年賦金(四分利)	二一、九七	一四、四六
收穫年額	八〇、〇〇	八〇、〇〇
従前小作料	三〇、〇〇	一八、〇〇
公債利子	一五、二〇	一〇、〇〇
地代徴收手数料	五	五
四分利公債六十ヶ年賦元利償還額	一六、八〇	一一、〇五

表中公課額は地租及附加税地價百分の二十の見積り、地代の公債元利年賦償還額と公課額と徴收手数料とを合計したるもの

此表によれば國家が土地を買收して之を耕作者に拂ひ下ぐる場合には收支何等の損益なきも、一方拂下代金は三十ヶ年間之を回收するに拘はらず一方公債の償還は六十ヶ年賦なるが故に三十ヶ年の期限の利益を得べく、又之を貸下げる場合には毎年の收支に何等の損益なきも、六十ヶ年を経過す

るときは土地の元價を償却して爾後は無償にて地代の收入を得べき利益あり、但し地代の中に含蓄する公課額は國家より之を各階級に配當すべきこと論を要せず、耕作者が此の土地を借り受くる場合は従前田の三十圓の小作料は二十三圓七十五錢に低下し、畑の十八圓の小作料は十二圓八十錢に低下し、之を従前に比すれば何れも二割以上を減少するものとす。

若し之を拂下ぐる場合には、田に付て二十一圓九十七錢の年賦金と公課額の六圓九十錢を負擔し、畑に付ては十四圓四十六錢の年賦金と公課額の一圓七十錢を負擔するものなれども、小額地主は租税免除の特制あるが故に公課額は此の標準よりも低下すべく、従つて拂下人の負擔は従前の小作料よりも遙かに小額にして而も三十ヶ年後には完全に之を自己の所有となすものである、故に耕作者が本案を歓迎する事は勿論であると思ふ。

地主は如何、田三十圓の小作料は十五圓二十錢の公債利子となり、畑十八圓の小作料は十圓の公債利子となり、約半額の所得を失ふものなれども、一方に田の

六圓九十錢畑の一圓七十錢の公課額を免るゝが故に、差引従前に比すれば田に於て二割六分三厘畑に於て三割五分の所得を失ふべき計算なり、本案によりて其利益を失ふものは獨り地主のみであるが彼の小作爭議の爲に衆人怨嗟の聲に包まれて現下の紛擾に苦しまんより多少の犠牲を忍びても此の苦境を蟬脱する事が寧ろ其堵に安ずる所以であつて、恐くは彼等も亦之を歓迎すべき事と思ふ。

斯くて本案を斷行する場合に其の效果の及ぶべき範圍如何を考ふるに、今日の狀勢を以てすれば全國小作田地の約半額と小作畑地の約五分の一と推定して大差なかるべく、則ち論者の示したる數字により耕地の價格約三十五億の買収を以て足れりとするであらう。

之を特別會計となせば、國家の財政に何等の影響なく又何等の危険を伴はずして後の普天卒土に擾々たる刻下の大問題を解決するものとすれば爲政者たるべきもの斷案一下須く其の勇を鼓すべきである。

二、日本農民黨の決議

更に昭和二年二月廿五日日本農民黨が東京の本部に於て緊急委員會を開き其席上に於て余輩の提唱せる土地制度改革案に對し次の如く決議文を發表してゐる。

「今、貴族院多額納稅議員によつて土地國有案が提唱されつゝある、蓋し土地私有制度が今や農業の開發並に農村の振興を期するものなりとせば、吾黨は原則上これに反對するものにあらざるも、該提唱は明かに多數實際農業者の利益及び農業の發展を無視せる地主の土地賣り逃げ策であり、小作爭議の國家への轉嫁策に外ならず、右の理由を以て土地國有に反對す」

と云つて居るが就中、該提唱は明かに多數實際農業者の利益及び農業の發展を無視せる地主の土地賣逃げ策なりとの如き反對意見は全く何等の根據を有しない皮相のものであつて之を反駁するに足りないものであるが、苟も自ら農

民黨を以て任じ、農民のために政治的指導者たらんとするものが、徒らに反對せんがために反對し、詭辯を弄して快とするのは不眞面目極まるものである。一度耕地が國有となるに於ては農民は等しく自作農となり、米價の統一によつて四十圓乃至五十圓臺の公定相場を得るに於ては、從來極めて浮動性であつたものが一定し、同時に生産者は勿論消費者に於ても生活の安定を得る事は極めて明々白々の事實である。又自作農の創定によつて農業生産を増加する事が出来ると共に、小作爭議を絶滅し農村を平和に導く事が出来る。然るに之に反對する所以のものは農民組合等が從來主張し來つた重大なる綱領政策は、小作爭議に對する對策であつた。然るに土地國有の結果農業生産の増加、小作爭議の絶滅等によつて政策の目標を失ひ、何等存立の意義を有しない事になるがために、彼等は予の提唱する土地制度改革の真相を極めずして徒らに反對せんがために反對して居る事は、平和なる農村を攪亂し、人心を動搖し國家に累を及ぼすものである事を憂ふると同時に此種の論者に向つて反省を促がさんと欲するものである。

ものである。

肥料及金融機關の國營と産業組合

上述に於て農村問題救済策は略々之れを盡し得たと思惟するも、結果は何んと云つても農民の生活を安全ならしめ向上せしむるより外はない。それには更に肥料及び金融機關の國營と産業組合の發達を圖ることである。日本では現在年々一億二三千萬圓の肥料を輸入して居るが、之等は國家に於いて研究所及び製造所を設けて生産すべきである。建國以來二千數百年農業を以て國の基とする我帝國が肥料を多額に海外より輸入するが如きは愚も亦甚しい次第で今日の肥料は電氣に依つて空中より搾取する窒素と酸素とが其の重なるものであるから、我國の如き電氣國にては盛んに電氣を起して盛んに搾取して農民に最も安價を以て給すべきである。

次に農村の金融機關としては普通銀行、日本勸業銀行、産業組合、中央金庫、及低

利資金貸付制度等可成り完備して居る様であるが、事實は現在農村は金融難に苦しむで居るのである。何故に農村が金融難に苦しんで居るかと云へば、之等の諸機關が十分その機能を發揮して居ないからである。それは普通銀行としても、又勸業銀行、農工銀行としても無擔保貸付けは其の原則としてあまりやらない故主として地主階級に利用されて小作農の如きは少しも利用されて居ないのである。尙政府の農村低利資金は年額約二千五六百萬圓であるが、自作農創定維持と農業倉庫貸付けの爲めに一縣平均四百萬圓位支出され居るが、未だ十分に行渡つて居らぬ。土地制度改革の上は此の金融機關をも改善して遺憾なく中小農民に行き渡らしめねばならぬ。

産業組合は人間が共存共榮の生活を營むが爲には最も適切な經濟制度である故之を國營となして國家が大に監督獎勵をなし其の効果をあけることに務めねばならぬ。今や全國に於て其數一萬四千餘に達して居るが尙ほ之を町村毎に組織せしめ信用組合、販賣組合、購買組合、利用組合などが生産者より消費者

へ、製造者より需用者へと取引を簡易にして國民生活をより易くすることである。

小作人に對する地主側の對抗策

小作爭議は年を追ふて激甚となり小作人が對抗的組合又は其組合連合による大衆運動を以て地主に對抗するに至るや、地主も亦此れに對抗して自己の利益を維持擁護する爲の一策として小作料の取立、土地の賣買、共同耕作等を行ふ地主會社を組織し、以て個人の立場を離れ資本的組合の力に依りて小作人に對抗する方法を案出したことは數年間の事であつたが、斯る會社の設立は年に漸増の傾向を示し農林省に達した報告に依つて見れば大正十一年末に於て全國に四會社を數ふのみであつたものが、十二年末には七會社となり、十三年末には八會社、十四年末には八會社、十四年末には十三會社、十五年末には十九會社に増加するに至つた、之を府縣別に見れば

岡山七、愛知三、香川三、奈良二、山梨、京都、福井、兵庫各一

であつて、小作爭議の激甚なる地方に多く之を見る譯であるが尙組合的に組織し又組織せんとするもの各縣益々多きを加ふる有様で之等會社組合の特長としては多く顧問辯護士を置き問題を専ら法律的に解決せんとする傾向を有し小作人に對し甚だ冷酷にして資本組合の力を頼める爲め、個人地主の最も恐れを爲す耕地返還に對しても脅威も感ぜず、反つて自由労働者を引き入れて土地耕作をなさんとするので、小作人は此の地主會社の簇生に對し大なる脅威を感じて居り、農林省又此の成行に付深甚の注意を拂つてゐるとのことであるが、地主、小作人が互に對抗策を講じて相争ふば、果して永久に持續し得るものであらうか、斯くの如き階級闘争の激甚ならんとするには、國家の不祥事此の上もない事である、爲政者たるものは積極的に之が緩和策を講ぜねばならぬ。

結 論

此れを要するに政治の要諦は個人の生活を出来るだけ善くすることではなければならぬ。

即ち日本帝國の政治は日本國民悉くの生活を良くすることであらねばならぬ、然も國民の大多數を占むるものは農民である故に農村の問題には専ら力を效さねばならぬ。國家は如何なる政策を講じても此等多數農民の生活をより善くして行かなければならないのである。既に政治的には平等なる普通選舉權を與へたのである、此の上は經濟的にも王土を農民全體に適當に分配し現時農村に頻發せる小作爭議による階級闘争を除去し、以て和氣鬩々裡に生産の増進を圖り國家國民の幸福を期す可きである。終りに土地に對する各統計表を示して参考となす。

各府縣別田畑耕作地全部總反別地價地租表

(大正十四年大藏省統計課調)

縣別

東京 神奈川 埼玉 千葉 山梨 枋木 茨城 群馬 大阪 京都 兵庫 奈良 和歌山

反田

町別 地價 地租

反田 地租

反畑

町別 地價 地租

反畑 地租

滋賀 福井 石川 富山 香川 德島 高知 北海道 宮城 岩手 福島 秋田 青森 山形 愛知

町別 地價 地租

反田 地租

反畑 地價 地租

反畑 地租

靜岡	三重	岐阜	長野	新潟	廣島	岡山	鳥取	島根	愛媛	熊本	福岡	大分	長崎
六三、七九、五〇	七四、八八、一六	六六、八三、七四	七八、二九、五九	一七六、〇七、二〇	七六、四四、五三	八一、一八、八四	八八、五三、〇三	三三、八九、九一	五九、六五、七三	四七、八八、五二	七二、八二、〇六	一一六、九七、三〇	五五、七五、四九
二五、五七、一一〇〇	三二、九〇、七、一九五〇	二三、五一、一六九〇	二四、六二、二五二〇	五四、一三、八八五〇	二八、三四、六、九四八〇	二〇、三七、〇、三五〇〇	三六、〇八、七、八五三〇	一一、三六、八、三四〇〇	一七、四〇、〇、一〇五〇〇	一五、八九、一、八三〇〇	四三、二八、七、七三〇〇	一八、二〇、五、〇四八〇	一〇、六六、二、一三三〇
一、二四八、二六九〇	一、一三五、八三〇〇	一、〇五八、〇〇二〇	一、一〇七、五五二〇	二、四三五、五七四〇	一、二七五、六四〇〇	九二六、六五二〇	一、六三三、九五五〇	五一一、五七五〇	八四五、〇一一〇	七八五、七〇四〇	一、一六五、一〇三〇	一、九四五、七三三〇	四八、一一五〇
七三、三三、三三	二八、六二、七三	四八、九五、九一	一〇二、〇一、六〇	七四、七六、五二	三五、四四、八〇	三三、八二、五九	三六、八三、四六	一五、四六、五五	三七、〇八、五九	六三、七〇、五二	一〇六、三四、九九	四三、六八、八六	五七、八五、〇六
七、一六四、五八五〇	四、八〇六、五四七〇	四、九九、二八二〇	九、九九、七四〇〇	五、六五四、二八五〇	五、三四九、四四四〇	一、一〇九、四五四〇	五、二七四、三三五〇	一、六八三、二二〇	三、一一三、三八九〇	五、〇六九、八四七〇	八、一五三、〇九九〇	三、八〇一、八八四〇	四、六四七、四九九〇
三六、九〇、一〇〇	二二六、二九四〇	二二八、八一七〇	四四九、五三八〇	二五四、四四二〇	二四〇、七六六〇	四九、九六六〇	三三七、三四一〇	七五、七四〇〇	一四〇、一〇三〇	三三八、一四一〇	三六六、八八九〇	一七二、〇八五〇	二〇九、一三六〇

佐賀	鹿兒島	宮崎	沖繩
五三、六八、三六	五九、三四、二三	四四、四〇、一七	八、一九四、五七
二三、五一、一五七〇	一四、二六、一、二八〇〇	一一、四〇、五、七九六〇	一、〇六九、二六〇〇
一、〇一三、三七〇〇	六四一、七五八〇	五三三、二六一〇	四八、一一五〇
一九、五七、三六〇	一六、一三、三九一	六五、七八九、二七	五五、五五、四九
二、三七五、八八一〇	六、七四六、九四〇〇	二、九一六、四四五〇	六、五六一、五一九〇
一〇六、九一五〇	三四、五一二〇	一三一、二四〇〇	一九五、三三〇〇

田地賣買價格表 (大正十三年度大藏省統計課調)

縣別	東奈	神奈	埼玉	千葉	山梨	栃木
地價	五二〇〇	五四〇〇	六三〇〇	五六〇〇	三三〇〇	五二〇〇
地格	二、三〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇	五五〇、〇〇	五六〇、〇〇	六三〇、〇〇	六〇〇、〇〇
中地價	三五〇〇	五〇〇〇	四四〇〇	三三〇〇	一三〇〇	三五〇〇
中地格	七〇〇、〇〇	四四〇、〇〇	四〇〇、〇〇	三七〇、〇〇	四〇〇、〇〇	三五〇、〇〇
下地價	三〇〇〇	二二〇〇	三四〇〇	一四〇〇	一三〇〇	一四〇〇
下地格	三六〇、〇〇	二四〇、〇〇	一八〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一二〇、〇〇	一〇〇、〇〇
價格平均	一、一一〇、〇〇	四四〇、〇〇	三七三、三〇	三七六、六〇	四二六、六〇	三八三、三〇

北高徳香富石福滋和奈兵京大群茨
海 歌
道知島川山川井賀山良庫都阪馬城

二四・〇〇	八四・〇〇	七〇・〇〇	五二・〇〇	五三・〇〇	四九・〇〇	六三・〇〇	六九・〇〇	六一・〇〇	八九・〇〇	六九・〇〇	六一・〇〇	六三・〇〇	六七・〇〇	五五・〇〇
二二〇・〇〇	九〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	二六〇・〇〇	六〇〇・〇〇	七六九・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五三〇・〇〇	九五〇・〇〇	九五〇・〇〇	五四五・〇〇	八八・〇〇	六五〇・〇〇	五五〇・〇〇
一一・〇〇	四七・〇〇	四三・〇〇	四六・〇〇	三三・〇〇	五九・〇〇	三六・〇〇	五一・〇〇	五五・〇〇	四七・〇〇	四七・〇〇	三四・〇〇	五六・〇〇	五六・〇〇	三二・〇〇
二六・〇〇	五〇〇・〇〇	二二・〇〇	四五・〇〇	三九・〇〇	四五〇・〇〇	四〇〇・〇〇	三三・〇〇	三五・〇〇	五〇〇・〇〇	五三〇・〇〇	三九〇・〇〇	六八〇・〇〇	四三〇・〇〇	三〇〇・〇〇
七・〇〇	二〇・〇〇	一九・〇〇	二八・〇〇	一八・〇〇	一六・〇〇	二四・〇〇	二六・〇〇	二四・〇〇	一八・〇〇	三三・〇〇	一七・〇〇	三七・〇〇	一一・〇〇	一七・〇〇
八四・〇〇	二四〇・〇〇	一七〇・〇〇	三三〇・〇〇	二五七・〇〇	二五三・〇〇	一九六・〇〇	二六〇・〇〇	八〇・〇〇	一五〇・〇〇	四〇〇・〇〇	二四一・〇〇	二五〇・〇〇	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇
一四〇・〇〇	四四六・六〇	三六・六〇	四二〇・〇〇	四一五・六〇	四九〇・六〇	四一五・六〇	三六五・六〇	三三〇・〇〇	五三三・三〇	六二二・三〇	三九二・〇〇	六〇三・三〇	三〇〇・〇〇	三四三・三〇

岡山廣新長岐三靜愛山青秋福岩宮
山口島潟野阜重岡知形森田島手城

七八・〇〇	六一・〇〇	六一・〇〇	三七・〇〇	五五・〇〇	七五・〇〇	六八・〇〇	七一・〇〇	五八・〇〇	四五・〇〇	四三・〇〇	四五・〇〇	三九・〇〇	四三・〇〇	三三・〇〇
七二〇・〇〇	七二〇・〇〇	七〇〇・〇〇	四六八・〇〇	六三〇・〇〇	九〇〇・〇〇	四七〇・〇〇	八二〇・〇〇	七八〇・〇〇	六〇〇・〇〇	四三〇・〇〇	三六〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	三三〇・〇〇
四八・〇〇	二六・〇〇	四一・〇〇	二六・〇〇	三九・〇〇	四一・〇〇	五七・〇〇	四一・〇〇	五〇・〇〇	三一・〇〇	二六・〇〇	二六・〇〇	三七・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇
四八〇・〇〇	五二〇・〇〇	四五〇・〇〇	二五八・〇〇	四二〇・〇〇	五五〇・〇〇	四四〇・〇〇	四〇〇・〇〇	六五〇・〇〇	三五〇・〇〇	三五〇・〇〇	二三八・〇〇	二四〇・〇〇	一八二・〇〇	二二〇・〇〇
一七・〇〇	一〇・〇〇	二〇・六〇	二二・〇〇	二〇・〇〇	一八・〇〇	二五・〇〇	二九・〇〇	四六・〇〇	一六・〇〇	一五・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	一一・〇〇	一四・〇〇
一六〇・〇〇	三三〇・〇〇	二四〇・〇〇	一八〇・〇〇	二〇〇・〇〇	三二〇・〇〇	二五〇・〇〇	二五〇・〇〇	四〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	六三・〇〇	一六〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一一二・〇〇	一七〇・〇〇
六三三・三〇	五三六・六〇	四六三・三〇	三〇二・〇〇	四一六・六〇	五八六・六〇	三八六・六〇	四九三・三〇	六七六・六〇	三八三・三〇	二八一・〇〇	二五二・六〇	二八〇・〇〇	三六四・六〇	二四六・六〇

縣別	東 京	神 奈 川	埼 玉	千 葉	山 梨	枥 木	茨 城	群 馬	大 阪	京 都	兵 庫	奈 良	和 歌 山
地 上	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價
等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格
地 中	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價
等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格
地 下	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價
等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格
平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格

縣別	島 取	島 根	愛 媛	熊 本	福 岡	大 分	長 崎	佐 賀	鹿 島	宮 崎	沖 繩
備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考
但シ右表ハ反當額トス	但シ右表ハ反當額トス	但シ右表ハ反當額トス	但シ右表ハ反當額トス	但シ右表ハ反當額トス	但シ右表ハ反當額トス	但シ右表ハ反當額トス	但シ右表ハ反當額トス	但シ右表ハ反當額トス	但シ右表ハ反當額トス	但シ右表ハ反當額トス	但シ右表ハ反當額トス
價格平均ノ項中錢單位第一位消略	價格平均ノ項中錢單位第一位消略	價格平均ノ項中錢單位第一位消略	價格平均ノ項中錢單位第一位消略	價格平均ノ項中錢單位第一位消略	價格平均ノ項中錢單位第一位消略	價格平均ノ項中錢單位第一位消略	價格平均ノ項中錢單位第一位消略	價格平均ノ項中錢單位第一位消略	價格平均ノ項中錢單位第一位消略	價格平均ノ項中錢單位第一位消略	價格平均ノ項中錢單位第一位消略
地 上	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價
等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格
地 中	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價
等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格
地 下	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價	地 價
等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格	等 格
平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格	平 均 賣 買 價 格

畑地賣買價格表 (大正十三年度大藏省統計課調)

靜 三 岐 長 新 廣 山 岡 島 愛 熊 福 大 長

岡 重 阜 野 湯 島 口 山 取 根 媛 本 岡 分 崎

二四〇〇〇 三〇〇〇〇 三三〇〇〇 三三〇〇〇 二四〇〇〇 三三〇〇〇 二四〇〇〇 三〇〇〇〇 二四〇〇〇 三三〇〇〇 二四〇〇〇 三〇〇〇〇 二四〇〇〇 三三〇〇〇 二四〇〇〇 三〇〇〇〇

五〇〇〇〇 三三〇〇〇 三三〇〇〇 六〇〇〇〇 四七〇〇〇 一八〇〇〇 四二〇〇〇 二五〇〇〇 二五〇〇〇 二九〇〇〇 二四七〇〇 二九〇〇〇 四〇〇〇〇 四七八〇〇 二六〇〇〇 一五〇〇〇

一九〇〇〇 二六〇〇〇 一九〇〇〇 一〇〇〇〇 一九〇〇〇 一八〇〇〇 三〇〇〇 一七〇〇〇 七〇〇〇 二九〇〇〇 一四〇〇〇 一五〇〇〇 一五〇〇〇 一五〇〇〇 九一〇〇 一五〇〇〇

四〇〇〇〇 一八〇〇〇 四三〇〇〇 三〇〇〇〇 三〇〇〇〇 一〇〇〇〇 一五〇〇〇 一四三〇〇 九九〇〇 一一四〇〇 二二〇〇〇 一七〇〇〇 三五〇〇〇 九九〇〇 九〇〇〇 九〇〇〇

一〇〇〇〇 一〇〇〇〇 三〇〇〇 八〇〇〇 六〇〇〇 八〇〇〇 三〇〇〇 一〇〇〇 七〇〇〇 二〇〇〇 七〇〇〇 六〇〇〇 三〇〇〇 四〇〇〇 二〇〇〇 七〇〇〇

一〇〇〇〇 九〇〇〇 九〇〇〇 二二〇〇〇 二二〇〇〇 九〇〇〇 七〇〇〇 二二〇〇〇 九〇〇〇 八二〇〇 四三〇〇 四九〇〇 三八〇〇 一〇〇〇〇 五〇〇〇 三三〇〇

三三六・六〇 二〇六・六〇 三八一・六〇 二九六・六〇 二二〇・〇〇 二二〇・〇〇 一六〇・三〇 一六〇・三〇 一四六・六〇 一一九・〇〇 一三三・〇〇 二〇四・〇〇 二〇六・〇〇 二六六・六〇 二六六・六〇 九六・六〇

滋 福 石 富 香 德 高 北 宮 岩 福 秋 青 山 愛
海

賀 井 川 山 川 島 知 道 城 手 島 田 森 形 知

四六〇〇〇 二六〇〇〇 四〇〇〇〇 三〇〇〇〇 三六〇〇〇 五五〇〇〇 三二〇〇〇 二二〇〇〇 一九〇〇〇 一八〇〇〇 二五〇〇〇 一八〇〇〇 二二〇〇〇 二二〇〇〇 一八〇〇〇 三六〇〇〇

二〇〇〇〇〇 三〇四〇〇〇 五二〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇 一七〇〇〇〇 四〇〇〇〇〇 四九〇〇〇〇 二〇〇〇〇〇 九七〇〇〇 二〇〇〇〇〇 三二〇〇〇〇 三六〇〇〇〇 一八〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 二二〇〇〇〇 七〇〇〇〇〇

三三〇〇〇 七〇〇〇 一九〇〇〇 一九〇〇〇 三三〇〇〇 三三〇〇〇 二二〇〇〇 六〇〇〇 二四〇〇〇 九〇〇〇 一三〇〇〇 二二〇〇〇 二二〇〇〇 一五〇〇〇 九〇〇〇 二二〇〇〇

一一〇〇〇〇 一一〇〇〇〇 八二〇〇〇 一一九〇〇〇 一一〇〇〇〇 二〇〇〇〇〇 二二〇〇〇〇 一七〇〇〇〇 一五〇〇〇〇 一三〇〇〇〇 一三〇〇〇〇 七五〇〇〇 九〇〇〇〇 二五〇〇〇〇 五五〇〇〇〇 二二〇〇〇〇

一一〇〇〇 六〇〇〇 四〇〇〇 二〇〇〇 五〇〇〇 二二〇〇〇 九〇〇〇 二〇〇〇 九〇〇〇 四〇〇〇 四〇〇〇 三〇〇〇 五〇〇〇 四〇〇〇 二〇〇〇 四〇〇〇

七〇〇〇〇 六〇〇〇〇 五七〇〇〇 五三〇〇〇 六〇〇〇〇 九〇〇〇〇 一六〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 七六〇〇〇 七六〇〇〇 八〇〇〇〇 二六〇〇〇 二〇〇〇〇 八五〇〇〇 一三〇〇〇〇 一三〇〇〇〇

一四〇〇〇〇 一七六・〇〇 二二六・三〇 一五七・三〇 一二六・六〇 二〇〇〇〇 三二六・〇〇 三三〇〇〇 一四八・六〇 一七三・三〇 一八七・三〇 九三・六〇 七三・三〇 一三六・六〇 四六〇〇〇〇

沖繩	宮崎	鹿兒島	佐賀
三六〇〇〇	一一〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
三九〇〇〇	三〇〇〇〇	二〇三〇〇〇	一五〇〇〇〇
二二〇〇〇	七〇〇〇	二二〇〇〇	一六〇〇〇
二四〇〇〇	一四〇〇〇	二二〇〇〇	一六〇〇〇
七〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇	九〇〇〇
二二〇〇〇	三〇〇〇〇	五〇〇〇〇	八〇〇〇〇
一四八〇〇〇	一五六〇〇	一三四〇〇	一六三〇〇

備考 右表中賣買價格の項目中錢單位第一消略

各府縣別賣買價格總額表 (大正十三年度大藏省統計課調)

縣別	東	神奈	埼玉	千葉	山梨	栃木	茨城
別	京	川	玉	葉	梨	木	城
田	一六五、四五四、四二八、〇〇〇	九六、三七三、四七五、〇〇〇	二五二、七三三、〇八八、六三二	三八六、七四七、四四一、五八	八二、一九五、九五五、五八	二六五、四三七、〇八九、八四	三二五、九一六、二六三、五四
地	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇
畑	五八、九二〇、七六六、二〇〇	一六三、七七九、八一〇、〇〇〇	三三三、〇七三、六〇〇、〇〇〇	二三四、四九五、二〇〇、〇〇〇	一四七、三四〇、二六三、四六	一九六、九五七、一八一、七五	二八九、六九〇、六三二、九二
地	二二二、三七五、〇三三、六〇〇	三三〇、四四五、九三七、二四〇	五八、四〇五、八七九、一二	二二、〇三三、〇七三、六九	三二、八三三、六六、五	一四、四五〇、八五二、〇〇	二四、八八八、四三三、七二

群馬	大阪	京都	兵庫	奈良	和歌	滋賀	福井	石川	富山	香川	徳島	高知	北	宮城
馬	阪	都	庫	良	山	賀	井	川	山	川	島	知	道	城
一〇六、一七五、九〇四、〇〇〇	三八、一五八、四五九、〇〇〇	一八〇、三七二、七四、〇〇〇	六九五、六七五、一六二、四一	一七九、八二〇、〇三三、八八	一〇七、五五二、一六八、〇〇〇	三三三、四三六、六〇〇、〇〇〇	一七六、九九八、二三三、三三	二六九、七〇五、九六一、一八	三四四、四一九、八三三、〇〇〇	一七七、三三三、八三三、五〇	九五、五九八、七六六、三三	一九八、三三〇、〇三六、六三	二三、五三六、四二六、〇〇〇	二二八、八七九、九六五、一六
二二二、三七五、〇三三、六〇〇	三三〇、四四五、九三七、二四〇	五八、四〇五、八七九、一二	二二、〇三三、〇七三、六九	三二、八三三、六六、五	一四、四五〇、八五二、〇〇	二四、八八八、四三三、七二	一三、七八九、一四二、七四	六九、七八九、六〇〇、〇〇	二七六、三四四、四六八、三〇	一、八一五、七五四、五〇七、〇〇	六五、八〇四、四九三、四二			

岩 手 島 田 森 形 知 岡 重 阜 野 瀉 島 山 岡 鳥

一四三、六四七、八五〇・〇六
 二七五、六五一、七四〇・〇〇
 二六五、六六二、五五二・二四
 一八〇、七八三、九三五・五〇
 三五〇、〇九八、〇二七・三八
 六三六、七二〇、九七九・三四
 三二五、三七六、二四二・五〇
 二八九、四六〇、〇二八・五六
 三九一、九二九、三九八・八四
 三三五、八六二、六六六・六六
 五三一、六〇二、一四四・〇〇
 三三四、〇二八、五二七・四八
 四二七、五二四、一〇・四四
 四〇一、二六一、三三〇・六六
 一六〇、三九五、五八一・一六

一五、三三五、四〇〇・六二
 一六八、六六四、九三三・六四
 三二、〇六九、一三六・九六
 四一、九八二、六七七・六二
 五八、六一〇、五一五・一六
 二九一、六三〇、九三八・〇〇
 二一六、五〇三、七二二・三八
 五九、一三三、八七九・五二
 一五六、八〇〇、四八八・五六
 三〇二、五八一、三三五・六〇
 九二、一三七、七八六・八三
 九五、七七七、九六〇・〇〇
 五三、五八二、五五一・七七
 五四、九九九、五九六・九〇
 一八、二五四、〇〇四・五〇

島 媛 根 熊 本 岡 大 分 野 長 賀 佐 賀 鹿 島 兒 宮 崎 沖 繩

總計

田畑總計

有租地

反割別地

價

租

二五三、四七三、七四六・四〇
 一六九、六六七、五八二・四六
 二七五、四七九、四二一・八八
 三八三、六二七、六四六・八〇
 二〇〇、六八六、一六四・九八
 一一六、四七五、五一九・三三
 一八三、二八五、八九三・八〇
 一三六、四五四、三九六・六八
 一五〇、四九四、一七八・〇〇
 一五、二二一、九〇〇・二〇
 二一、八〇三、八三三、五〇八・三四

四九、三三三、八三四・七〇
 二九、九五八、七二〇・〇〇
 二九、六八八、〇八九・三四
 一三一、一八八、六八八・九二
 五四、〇四五、二六二・七六
 五五、八三、七一・二四
 三一、九六三、六八八・八〇
 二〇、〇九七、八九九・八六
 一〇三、〇三五、九九六・八二
 八一、〇七五、七五五・二〇
 六、七六九、二四五、〇五〇・三八

一八、五七三、〇七七、五五八・七二一

(大正十四年農林大臣官房統計課調)

二、九五四、二二六・三三

一、〇一三、一四九、五五七・〇〇

四四、五六七、四九九・〇〇

畑地 宅地 山林 原野 牧野 其他 總計

大正十三年
 二、七三三、七〇一・二四
 四〇二、四〇七・四一
 八、四三九、六四九・一九
 一、五〇六、〇四〇・三三
 二六、八二二・五八
 一六二、一四六・八五
 一六、三三三、九〇二・八二

大正八年
 二、三〇一、〇一五・〇九三・〇〇
 六〇、六〇八、九九三・〇〇
 二七、二四九、六五三・〇〇
 二、九五五、一四四・〇〇
 三四四、二九七・〇〇
 四、一五一、三三三・〇〇
 一、八八八、八五〇・〇二九・〇〇

大正十三年
 一〇、一八六、六七五・〇〇
 一五、一五二、一三三・〇〇
 一、四七一、三二七・〇〇
 一五八、五九三・〇〇
 一四、三九〇・〇〇
 二〇五、七四・〇〇
 七二、七三六、三二二・〇〇

田畑耕地反別表 (大正十四年農林大臣官房統計課調)

田地 總數 自作 小作

大正十三年
 二、九五三、三六〇・七〇
 一、四四八、三三三・〇〇
 一、五〇四、九二八・七〇

大正八年
 三、〇二一、八七九・八〇
 一、四六五、一一三・三〇
 一、五五六、七六六・五〇

大正十三年
 三、〇八二、七二七・二〇
 一、四九六、八〇六・五〇
 一、五八五、九二〇・七〇

畑地 總數 自作 小作

二、八六二、四三四・三〇
 一、七一九、九九八・一〇
 一、一四二、四三六・二〇

三、〇五〇、〇〇八・七〇
 一、八一四、三〇三・四〇
 一、二三五、七〇五・三〇

一、九八三、四四九・七〇
 一、七八二、六一七・六〇
 一、一九九、八三三・一〇

田畑各全耕地に對する自作百分比並に賣買總價格

田地

全耕地ニ對スル百分比

賣買價格總額

自作 〇、四九 四、七八三、八七七、九三〇・〇〇圓
 小作 〇、五一 六、〇一九、九五四、五八八・〇〇

畑地

全耕地ニ對スル百分比

賣買價格總額

自作	〇、五九	三、九九三、八五四、五七九・〇〇
小作	〇、四一	二、七七五、三九〇、四七一・〇〇

備考 小作地のみを土地國有とせば即ち田、畑、合計八十七億九千五百三十四萬五千〇五十一圓なり。

農家戸數 (大正十四年農林大臣官房統計課調)

	大正三年	大正八年	大正十三年
専業	三、七三三、六一〇	三、八七三、〇八〇	三、八七三、〇八〇
兼業	一、七三三、六三二	一、六四四、一〇二	一、六七四、九四三
自作	一、七三三、二四七	一、七〇〇、七七七	一、七三三、二七七
小作	一、五二〇、四七六	一、五四四、六三九	一、五三二、一七七
自作兼小作	二、二〇四、五〇八	二、二三四、八〇二	二、二七五、四三〇
總數	五、四六六、三三二	五、四八一、一八七	五、五三三、四九〇

水稻陸稻内地收穫高

水稻玄米 (大正十四年農林大臣官房統計課調)

大正十四年	陸稻玄米	總數
數量	五、二〇八、八九三	五、二〇八、八九三
價格	二、〇七三、八三三・六〇	二、〇七三、八三三・六〇
數量	五、三三四、三〇一	五、三三四、三〇一
價格	一、八九九、四五六・二四	一、八九九、四五六・二四
數量	四、七五四、六八三	四、七五四、六八三
價格	一、七八、三五五・三六	一、七八、三五五・三六
合計	五九、七〇二、五四二石	五九、七〇二、五四二石
水陸稻價格	二、一三〇、九九七、四〇四圓	二、一三〇、九九七、四〇四圓

地主小作人組合一覽表 (昭和元年十二月末日現在)

地方別	小作人組合	地主組合	協調組合
北海道	組合數 一五 組合員數 一、二六四	組合數 二 組合員數 一、四五九	組合數 五 組合員數 四、四一

富新神東千埼群栃茨福山秋宮岩青
奈

山湯川京葉玉馬木城島形田城手森

五二	五三	二〇	一三	九四	九七	一五八(三)	三九	一八	二二	四九	五八	六	三	四
四、四五五	三、七四〇	一、五七六	一、四三七	六、一五三	一七、一三一	一六、九五五(一〇八)	四、五二二	一、八九〇	一、四六六	三、六〇二	四、七三八	三、三三八	二、六九九	一、六七
一	三	二	二	三	三	一	八	三	四	九	一	九		
七〇	一、八五八		八	一、八〇二	三、〇〇三	二〇	四三	六三八	六二九	三三六		一、二六		
三〇	六四			二八	六	五九	二	二	四	五	八			
二、二四四	五、七五八			八、一四二	一、八六四	三六、九六一	二〇三	二、三六五	一、六五	一、五八九	六			

鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石
歌

取山其庫阪都賀重知岡阜野梨井川

八六	六四	(一九)四六	(一〇)九四	九六	九四	六四	八二	二〇	六三	(一九)四六	七四	(二〇)五五	四二
四、九七五	三、七七七	(八〇)七六、一一三	(六〇)一六、四一一	六、二三七	七、二二八	四、一三八	七、四二二	一三、六三三	六、〇一〇	(五五)一五、四九三	六、一〇三	(一一〇)八一、七九〇	二、四四九
五	八	一三	四二	二二	七	七	三	三九	一三	三六	四	七	一九
二七	一七一	三九三	一、七九四	四、三七三	一、一〇四	三、七五	二、三二七	二、六四八	四八二	二、一八三	一、五六	四九	一、五九二
二四	五	二九	六	二	一七	一三	六	三九	三	八	五	四	七
〇、一一〇	一、〇〇一	一、三三九	六、六三三	二七	一、八八二	一、〇一九	六、一七	三、六三八	三三	七、二九九	一、〇七	五、三八	六、五

島根	岡山	廣島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島
113	(1)311 (四七五)一九、九五二	38	48	108	253	65	10	126	22	5	5	2	42	9
六、〇七八	三、八九三	三、九五〇	三、八九三	一〇、八九八	二九、一〇三	三、三三三	三、〇五三	一四、〇三三	一、八八三	五、三三三	一、八四四	三三	六、七四九	二、六九三
25	64	21	13	13	34	6	2	10	1	1	1	1	23	2
一、六八八	三、二一九	五、四〇〇	一、〇三三	五、六七	一、五八八	三〇八	四九	四、三四	九	1	1	1	八九七	一、二三
37	54	6	5	20	27	15	1	3	1	1	1	1	7	3
三、五〇〇	九、〇〇八	一、五二一	七、九〇	一、九一八	一、五、二七五	二、六八六	1	二、七八九	四、五〇	1	五、五六一	1	三、五三三	四、二九

沖繩	計
1	(六三)三、九六(三三六)四、六九
60	四、四二五
1	一、四九二
1	一、六四、五八五

備考 (一)本表昭和八元年十二月末日迄ニ到着シタル報告ヲ纏メタルモノトス
 (二)括弧内數字ハ青年部ノ組合數及組合員數ヲ示ス
 (三)組合數ニ付テハ聯合會ハ一組合ト看做シ之ヲ構成スル各組合ヲモ各一組合トシテ計上セリ

著者より讀者諸賢へ

上述の所論に於て、土地制度の改革を予は第一、第二、第三の三案に分類したるも、予自身は第二案即ち耕地全部を國有とするを最も可なりと信ず。耕地全部を國有となさば、我農村の所謂散圃農場を整理して生産を増進すると同時に、今や各地に蜂起せる、小作爭議を一掃し去り自作農獎勵を實現ならしむるのみならず、米價の統一を期し従つて國民生活の安定を確立するなど、農村問題解決を容

易ならしむるからである。

由來世界の政治史を見るに國民の要求するところ、爲政者の容るゝ處となる迄は可なりの波亂曲折を経過して漸く實現するものである、十八世紀から十九世紀にかけて世界國民の重なる要求は、專制政體より立憲政體に變革するものであつて、彼の憲政の鼻祖と稱する英國の如きは數百年の艱難辛苦を積んで漸く其の美果を收むる事が出來た。

而して其の間には、戦争、革命、動亂等の慘憺たる經驗を嘗めたのである。其他の歐洲諸國が立憲政體を獲得するに至つた経路も亦英國に異ならなかつた、然るに我國の政體變更は、國民中に國會開設の聲が揚つたかと思ふと、我が聖明なる明治大帝陛下は御躬から、代議政體を實施せんことを宣明し給ふた。又特に其の中に外國人をして感嘆措く能はしめたものは、彼の三大自由であり、三大自由とは何ぞや、即ち言論文章の自由、集會の自由及び信仰の自由である。歐洲諸國が之を得る爲めには、血を流し、骨を曝し、悲惨なる光景を呈したのである、然

るに我國は何等の波瀾なく平和の間には是を得た、是れ實に世界の歴史に類例なき事實であつて、獨り我が日本帝國は皇室を中心として君を父とし、民を赤子とせる萬世一系連綿たる皇統を戴ける世界無比の國體であるからである。

近年世界の重なる問題は、農村改革の制度である、彼の露國の勞農政府の如きは敢て問はず、ルーマニア、ニュージールランド其他の諸國に於て既に着々實行されつゝあるを見るの時、我國の農村も小作爭議を中心とする問題、全國的に頻發しつゝあるが、問題の起るのは其處に何等かの欠陥があるからである、今にして其欠陥を除去せずんば、聽ては思想惡化を助長し、階級鬭争の益々激甚ならんとするを懼るゝものである、明治初年の我が爲政者等が國會開設てふ大問題たる政體の變革を淡々として平和の間になし遂けたる事を思へば、今日の農村問題の如きも亦爲政者の英斷と、帝國農會並びに地方農會等農業に關する諸機關の活躍と相俟つて、容易に實行せらるゝものと思ふ、故に予輩は「土地制度改革論」を堤唱し以つて諸君の賛成を得んと欲する所以である。以上

本書に對して賛否又は第一、第二、第三案中何れが
 最も可なりや、後學の爲め著者あて一書を賜らば
 幸ひなり

著者

昭和二年三月八日印刷
 昭和二年三月十一日發行

著作
 所
 有
 權

農村土地制度改革論
 定價參拾錢

鳥取縣岩美郡大岩村字大谷二四六番地
 奧田龜造

著作
 者
 兼
 發行
 者
 東京府下大久保町東大久保四一七番地
 一倉慶紀

印刷
 所
 東京市本郷區田町二十三番地
 高文堂印刷所

發行
 所
 東京市牛込區上宮比町三番地
 農村文化協會

振替東京七六五七九番

313
184

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

終

